

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 836
2026 September



表紙写真 「朝食ゲット！」

第41回写真コンクール金賞(自由部門)
神長 恵子 ●茨城会

今では珍しい広大な赤蕎麦畑。
ノビタキが赤トンボを捕まえ、飛び出した瞬間を撮ることができました。
この一枚を撮るために、薄暗い早朝からスタンバイ。
苦労が報われた一瞬でもありました。

- 02 誰でも使えるGISの進化と「Open-Hinata3」
- 07 事務所運営に必要な知識
一時代にあった資格者であるために―
第112回 「ビジネスと人権」～事業者の人権尊重責任について～
法務省人権擁護局人権啓発課
- 11 保護司としての活動について
- 12 愛しき我が会、我が地元(5巡目) Vol.151
岡山会／釧路会
- 15 公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会設立40周年記念講演会
「2026講演会」
東日本大震災から能登半島地震まで
―災害復興支援の歩みと土地家屋調査士の使命―
- 18 第8回 国際建設・測量展(CSPI2026)
- 20 第11回 Japan Drone 2026
- 22 若手土地家屋調査士の「未来」を拓く
12人の若手土地家屋調査士
第12回 ～土地家屋調査士という女性の「普通」の仕事～
- 24 令和8年度日調連ウェブ研修会のお知らせ
- 25 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム
調査士カルテMap
- 26 「土地家屋調査士白書2026」発刊のお知らせ
- 28 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 30 会務日誌
- 31 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書
- 32 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 33 ちょうさし俳壇 第496回
- 34 地名散歩 第175回
一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介
- 36 国民年金基金だより
- 38 研修管理システム「manaable (マナブル)」の利用登録
- 40 編集後記

誰でも使えるGISの進化と「Open-Hinata3」

Open-Hinata3開発者 落合 謙次
(取材)連合会広報部

「一人の元・県庁職員が、独学で作り上げた」——そう聞いて信じられるだろうか。

全国約1,700もの地理空間情報を網羅し、測量実務からAI物件調査までを劇的に効率化するWeb GIS『Open-Hinata3 (OH3)』。その圧倒的な利便性から、今や土地家屋調査士や不動産業界で広く浸透し、大きな話題を呼んでいる。

一体、この巨大システムは、どのようにして生まれ、なぜ一人で進化を続けられるのか。その知られざる開発の舞台裏と、システムに込めた熱い想いを開発者の落合謙次氏に直撃した。

1. 開発者の素顔と「オープンひなた」の誕生

【広報部】本日はよろしくお願いいたします。この度は、日本土地家屋調査士会連合会の広報誌の取材を快諾いただきましてありがとうございます。ところで、顔出しはNGと伺っておりますが……。

【落合】よろしくお願いいたします。そうですね、普段からあまり表舞台に顔は出さないようにしているんですよ。

【広報部】「オープンひなた (Open-Hinata)」は本当に素晴らしいシステムですので、「一体どんな人が作ったのだろう」と、多くの土地家屋調査士が関心を持っていました。今回、取材を受けていただき、本当に実在する方なのだと感動しています。

【落合】顔を出したのは、これまで1回くらいでしょうか。少し謎めいた路線で行くのは、実はあえて狙っている部分もあるんです。



【広報部】狙いどおり、私たちは見事に翻弄されています(笑)。

ところで、今回は、私たちが発行している広報誌で、ぜひ「オープンひなた」をご紹介したく、宮崎までお邪魔しました。会員の間でも次第に話題になっていきますし、SNSでも本当によく見かけます。先日も会議中に「オープンひなたでのAI検索、どう使えばいい?」と相談されたばかりで、本当に広く浸透していると感じています。ただ、「誰が、どういう目的で、どのように作ったのか」が全く見えなかったもので、今回はそのあたりを深く掘り下げさせていただければと思います。

【落合】私の素性は明かしてしまって大丈夫ですよ! 顔を出さなければ、まだ十分に謎めいた雰囲気は残ると思いますから(笑)。

2. 宮崎県庁時代、「ひなたGIS」から始まった物語

【広報部】「オープンひなた (Open-Hinata)」という名前は私ども多くの会員が知っていますが、その名前の由来や、開発者である落合様の背景はあまり知られていないんですよ。

【落合】確かに、僕が個人で立ち上げたがゆえに名前だけが独り歩きしてしまい、由来が知られていない状態になっていますね。実は、2025年の6月まで、僕は宮崎県庁に勤務していたんです。

【広報部】はい。「元・宮崎県庁職員らしい」という噂は聞いていましたが、本当にそうだったのですね!

大変若々しく見えますが、失礼ながら、おいくつでいらっしゃいますか？

【落合】年齢は55歳かなあ。

【広報部】全然そんな風に見えません、お若いですね！ 今は完全に県庁を退職されているのですか？

【落合】はい、辞めてまだ1年ほどですので、辞めたてといえば辞めたてですね。

【広報部】退職された理由は、この「オープンひなた」の開発に専念するためだったのでしょうか？

【落合】話せば長くなりますが、いくつかの理由が重なっています。一つは、自分のIT技術を、県庁という組織の中では十分に活用しきれなかったことです。どれほど実用的なシステムを構築しても、一般的な事務職としての枠組みの中では、技術に対する正当な評価を受けることが難しい環境でした。そのため「ここに居たら自分の才能を発揮することが難しい」と感じたのが一つです。もう一つは、年齢を重ねる中で、自分の技術を使って本格的に社会貢献をしたかったこと、純粋に誰かの役に立ちたかったんですね。そして最後は、人生の集大成として「自分一人の腕でどこまでいけるか」という挑戦心です。これらが複合的に絡み合って退職を決めました。

【広報部】組織の枠に留まらず、個人の力で勝負に出られたのですね。「オープンひなた」の何が凄いかというと、全国のあらゆる地理空間情報が網羅され、見事に統合されている点です。本来なら国や自治体が莫大な予算をかけて作るようなシステムなのに、一人の手で作られている。それが自治体の中で評価されなかったというのは、もったいない話ですね。

【落合】7年ほど前、県庁で「情報政策課」という課に配属されまして、そこで「ひなたGIS」というものを作ったんですね。元々はずっと無名のままにしていました。しかし、ある時、上司や同僚から「プログラムコンテストに出しなさい」と言われ、その時に同僚がつけてくれた名前が「ひなたGIS」でした。ひなたというのは宮崎県のキャラクターというか、イメージワードですね。そして、「日向(ひなた)」とGISをつけて、そこからのスタートですね。

しかし、その後、僕は異動によってその部署を離れることになり、「ひなたGIS」の開発に直接関われなくなっていました。

【広報部】せっかく作ったシステムに関われないのは

寂しい思いをされましたね。

【落合】組織の仕組み上、仕方のないことでしたが、僕は「これは非常にもったいない」と思い、個人的にオープンデータを扱う「オープンひなた」の開発をスタートさせました。そのシステムや内部のライブラリを一新し、大幅に刷新したのが、現在の「オープンひなた3 (OH3)」です。作り始めたのは2025年の1月頃で、県庁を辞める半年ほど前ですね。名前にそこまで深いストーリーはないんです(笑)。中身の方が大事ですから。

【広報部】落合様は学生時代からそういった専門的なプログラミングを学ばれていたのですか？

【落合】いえ、全く学んでいません。学生時代は商学部でしたから(笑)。これはおそらく生来の特性というか、自分でもよく分からないのですが、県庁時代にベンダー(業者)が作ったプログラムのソースコードを見たときに、なぜか自然と構造が読めてしまったんです。

【広報部】まるでニュータイプですね。

【落合】本当にそんな感覚です(笑)。納品されたプログラムがうまく動かないときに、コードを自分で読んで修正したり、リバースエンジニアリングしたりしているうちに、気づいたらここまで来てしまいました。まともに教科書で勉強したことはないんですよ。

【広報部】それは完全に才能ですね……。私たちからすると、GISを動かすだけでもハードルが高いのに、これだけのWeb GISシステムをゼロから構築されるというのは尋常ではありません。

3. 「オープンひなた3 (OH3)」への刷新と個人開発の舞台裏

【広報部】プログラミングを一人でされているだけでも驚きですが、膨大なデータはどのようにして格納しているのですか？

【落合】インターネット上にある公開データ(オープンデータ)を引っ張ってきているだけです。

【広報部】各種データを自分たちで使おうとすると、ダウンロードして展開するだけでも作業量は膨大ですが、それをすべて処理されているのですか？

【落合】手作業の部分もありますが、もう何千回と繰り返しているので、ほぼ流れるように作業ができています。多分、1,000回以上はやっていますから(笑)。国

の方針で各自治体がオープンデータを公開する流れにはなっていますが、ただ自治体によってデータの作り方は本当にバラバラで、中身は非常に不揃いです。

【広報部】その不揃いなデータを、一つの大きなフォーマットに落とし込んでいるわけですね。データによっては、その取捨選択もされているのですか？

【落合】なるべくすべてのオープンデータを掲載するスタイルですね。

【広報部】本当にそうですね。ちなみに最近、不動産の評価額なども表示されるようになっていて驚きました。

【落合】最近、土地家屋調査士や測量業界だけでなく、不動産業界の方もよく使ってくれているみたいですが、教育や歴史関係など、ほぼ全方位、全ジャンルのデータをカバーするようにしています。

【広報部】各官公署とのAPI連携などもされているのですか？

【落合】統計局など、API連携できるところは当然していますが、実は、APIが用意されているところは多くありません。ほとんどはデータを置いてあるだけなので、それをこちらで取得しています。最初のうちは試行錯誤で大変でしたが、今はPythonなどのプログラムを組み合わせて自動化しているので、洗濯機を回すようなイメージで、ボタンを押せばデータ処理ができる仕組みを構築しています。

【広報部】自動化されているとはいえ、レイヤー数が膨大ですよ。噂では700レイヤーほどあると聞きましたが……。

【落合】実を言うと、細かくカウントの仕方を変えると1,700レイヤーほどあります。1つのレイヤーに見えて、内部で10レイヤーほど重なっているものもあるので。

【広報部】1,700ですか！ 凡人の目から見ると、レイヤーが20～30あるだけでも頭が混乱してしましますが、それを一人で管理されているなんて理解を超えていますよ。

【落合】逆にチームでの開発となると、意思決定の合意形成やコミュニケーションコストが発生するので、私一人だからこそ、このスピード感で開発できるのだと思います。ただ、開発時は大変でした。2026年5月1日から有料の課金プランをスタートしたのですが、それに間に合わせるために、数ヶ月間

はずっとプログラミングをして、限界が来たら寝て、また起きて開発する……という生活を繰り返していました。一つのことに集中すると止まらなくなってしまうという僕の特性が、壁を突き抜けてシステムを完成させる原動力になったのだと思います。組織の中にいたら、このシステムは作れませんでしたね。個人がブレイクスルーを起こして、その後から組織や社会がついてくる形になるのは、世の常なのかもしれません。

4. 有料化の背景と「全方向向け」GISへの進化

【広報部】今年5月からスタートした有料プランについて教えてください。どのような料金体系になっているのですか？

【落合】サーバー代やAIの利用料などの維持費がかなりかかるため、年間で最低150万円は稼がないと赤字になってしまうんです。そこで、使った分だけ消費される「トークン制」を導入し、年額が9,800円のプランや24,800円のプラン、さらに上位のプランを用意しました。

【広報部】現在のアカウント取得数はどのくらいですか？

【落合】アカウント取得者は8,400人ほど、1日のユニークユーザーは1,600～2,000人くらいですね。一時期バズったときは1日80,000ユニークユーザーまでいきましたが、その時もサーバーは耐えてくれたので、10,000人規模のアクセスなら問題なく動きます。これだけ見ると多く感じるかもしれませんが、ここから少しずつ落ち着いていくでしょうし、サーバーの強化費用などを考えると、維持できるかどうかのラインです。自己資金だけでは限界があるため、有償で支えてくださるユーザーの皆様のリテラシーに期待しています。

【広報部】年間で数万円と考えれば、実務で使うツールとしては非常に安価だと思います。他社のシステムなら年間数十万円取られることも一般的ですから。現在、どのような業種の方が利用されているのですか？

【落合】一番多いのは、やはり土地家屋調査士や不動産業者、それから学校(教育機関)ですね。すでにくつかの事務所プランやプロプランが稼働しています。

5. 測量実務を劇的に効率化する「Drogger連携」と「求積表OCR機能」

【広報部】実際にシステムを触りながら、土地家屋調査士や測量実務に使える具体的な機能を見せていただけますか。

【落合】はい。例えばこの画面ですが、土地家屋調査士の先生方向けのメニューとして「測位」機能があります。スマートフォンや高精度GNSSレシーバーの「Drogger（ドロガー）」とBluetooth等で連携させることができます。



【広報部】Droggerとリンクできるのですか！

【落合】できますよ。内蔵GPSだと精度が弱いですが、Droggerと繋がれば「センチメートル級」のRTK測位が可能になります。10回測位してその平均値を出し、現在地を補正して正しい座標を出すといった、簡易的な杭打ち（現地案内）や観測が可能です。さらに、「筆界調査データベース」から「街区基準点」を表示させることもできます。現地でスマホを見ながら、「ここから補助点まで3.6メートル」といった風に確認しながら杭打ちができる仕組みです。

【広報部】これは実務において大変便利ですね……！

【落合】それから、最近特に人気なのが「求積表インポート機能」です。これはOCR技術とAIを使って

います。紙の求積表の画像やPDFを選択して読み込ませると、AIが自動で「X座標」「Y座標」の列をマッピングして、座標値を読み取ります。読み取ったデータは、そのまま「オープンひなた」の地図上に展開できますし、測量データである「SIMA」フォーマットや「DXF」としてダウンロードすることも可能です。

【広報部】紙の求積表から一瞬でSIMAデータやDXFが作れるのですか？ 私たち土地家屋調査士からすると、現場の入力作業やデータ変換の手間がどれだけ短縮できるか……これだけでお金を払う価値があります。

【落合】ユーザーの利用統計を見ても、ダントツで使われている機能の1位が「SIMAデータの読み込み・出力」、2位が「住所検索」、3位が「DXF出力」、4位がこの「求積表インポート」です。皆さん、実務の効率化にフル活用してくれていますね。他にも、画面上に自分で多角形を描いて（ドロー機能）、その形状をそのままSIMAやDXF、GPX、KMLでエクスポートすることも可能です。また、URLを共有すれば、複数人で同時に同じ画面を見ながらリアルタイムに図面を共同編集することもできます。

【広報部】複数人で同時編集まで……。

6. 驚異の「1,700レイヤー串刺し」AI物件調査レポート

【広報部】もう一つの目玉機能である「AI物件調査レポート」についても教えてください。

【落合】地図上の調べたい場所をクリックすると、システムが内部にある1,700のレイヤーを縦に「串刺し」にして、その地点の情報を一瞬で抽出します。標高、用途地域、学区、人口構成といった基本情報から、液状化の可能性、宅地造成工事規制区域、土砂災害ハザードマップの重なりまで、すべてを網羅



して、最後にAIが「この土地の特性やリスク」を自動で要約したレポートを作成します。

【広報部】1,700ものレイヤーから一瞬でレポートも作成してくれる。

【落合】画面上部のPDFマークを押せば、これが綺麗な調査レポートとして出力されます。不動産業者の方が物件調査に使うには非常に強力なツールです。ただし、これも使う側の「リテラシー」が求められます。AIやオープンデータは100%完全なものではありません。役所のデータ自体が元々間違っていることもあります。「データやAIには不完全な部分がある」という前提を理解した上で、プロの目でツールを使いこなせる人でなければ、情報の誤認などのリスクも孕んでいます。これはあくまで、自分で調べるのに数日かかる作業を、ボタン一発で一気に効率化するための「道具」ですから。あくまでプロが基本的な調査として使い、怪しいと思ったところは深掘りしていくためのツールとして活用していただきたいですね。

【広報部】歴史的なデータとして「戦前の旧版地形図」なども入っていますね。日本全国サクサク動いて、見ているだけでロマンがあります。

【落合】歴史好きな人や、学校の教材としても使われています。戦中・戦後に米軍が接収し、現在はスタンフォード大学がオープンデータとして公開している古い日本地図などを、僕がすべて繋ぎ合わせて背景に敷いています。僕は「オープンひなた」を測量専用として作っているわけではなく、あくまで「全方位向け」のGISとして、あらゆるカテゴリーの人が使えるように進化させています。その膨大なカテゴ

リーの中の一つとして、測量や土地家屋調査士向けの強力な機能がある、という位置づけです。

7. 今後の展望とユーザーへのメッセージ

【広報部】最後に、全国のユーザーや読者に向けてメッセージをお願いします。

【落合】とにかく「フィードバック」が欲しいです。皆様からの声が、僕の開発の最大のモチベーションになります。有料化してから、気を遣ってか声を上げてくれる人が少なくなってしまう、少し寂しい思いをしています。土地家屋調査士の方からはよく利用していただいている「登記所地図XMLの取り込み」などの各種機能も、元々は土地家屋調査士の先生方からの「こんな機能が欲しい」というフィードバックを受けて、僕が地道にプログラムをアップデートして実装したものです。僕は現場の人間ではないので、実務の細かいニーズは教えてもらわないと分かりません。「ここをこうしてほしい」「ここが使いづらい」という声があれば、すぐにシステムに反映して、さらに進化させることができます。「オープンひなた」をより良いものにするために、ぜひ遠慮なくたくさんのフィードバックを送っていただければ嬉しいです。

【広報部】私たちユーザーも、素晴らしいシステムを当たり前に使えることに感謝し、フィードバックという形で開発を支えていかなければいけませんね。本日は大変貴重なお話をありがとうございました！一ファンとして、これからも応援しております。

取材・文

常任理事 松村 充晃(熊本会)

広報員 茶山 隆之(福岡会)



事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第112回 「ビジネスと人権」～事業者の人権尊重責任について～

法務省人権擁護局人権啓発課

1 はじめに

皆さんは、「ビジネスと人権」という言葉を耳にしたことがあるでしょうか。

ビジネスにおける「人権」と聞くと、国際問題や大企業の海外事業に関する話など、縁遠い話と思われるかもしれません。

ですが、あらゆる事業活動が、人権と深く関わっています。例えば、安全で健康的な職場環境(労働安全衛生)、ハラスメントの防止、不当な差別的取扱いの防止などは、業種や規模を問わず、全ての事業者に関わる身近なものです。

近年、人権の尊重は、持続可能な社会の実現や、事業者への社会からの信頼の維持・確保につながる重要な課題として注目されています。

こうした流れは大企業だけのものではなく、中小企業や個人事業主、専門資格者の事務所等にとっても無関係ではありません。不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする土地家屋調査士の皆さんにも、人権尊重の取組を推進することが求められます。

本稿では、「ビジネスと人権」について、その概要や近時の動向、事業者に何が求められているのかなどについて紹介します。

2 「ビジネスと人権」とは

(1) 背景

人権とは、人間が人間らしく尊厳を持って幸せに生きる権利のことであり、全ての人が生まれながらに持つものです。

国際社会における人権の推進は、従前は、基本的に国家の責務と考えられてきましたが、近年、経済活動のグローバル化に伴い、企業活動が社会や人々

の生活に与える影響はますます大きくなっています。特に1990年代以降、先進国のグローバル企業が途上国において事業を展開する際、強制労働や児童労働、環境破壊等の問題が数多く報告されたことから、企業を取り巻くステークホルダー(消費者、労働者、顧客、取引先、地域社会、株主等の利害関係者)から、企業がこうした問題に真剣に取り組むことが求められるようになりました。

このような状況を背景に、企業による人権尊重を求める国際的なルールやフレームワークの整備が進められてきました。

(2) 指導原則

その中でも最も重要な国際的枠組みの一つが、平成23(2011)年に国連人権理事会において全会一致で支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「指導原則」といいます。)です。

指導原則は、

- ① 人権を保護する国家の義務
- ② 人権を尊重する企業の責任
- ③ 救済へのアクセス

の3つを柱として、あらゆる国家及び企業に、その規模や業種、所在地、所有形態、組織構造にかかわらず、人権の保護・尊重の取組を促すもので、事業者における人権尊重の取組の指針として用いられています。

(3) 行動計画

指導原則は、各国に対して、指導原則の普及・実施に関する行動計画を作成するよう奨励しています。日本においても、この行動計画として、令和2(2020)年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」が策定されました。そして、令和7(2025)年には、その改定版である「『ビジネスと人権』に関する行動計画(改定版)」(以下「行動計画」とい

ます。)が策定され、令和8(2026)年度からその運用が開始されました。

行動計画においては、「ビジネスと人権」に関して、今後の政府の取組の方針や各種施策が記載されているほか、日本企業が、その規模、業種等にかかわらず、国際的に認められた人権を尊重し、指導原則に沿って人権尊重の取組に最大限努めることへの期待が表明されています(行動計画第3章)。

また、令和4(2022)年には、政府において、企業に求められる人権尊重の取組を具体的に解説した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)も策定されました。

その後、「公共調達における人権配慮について」(令和5(2023)年4月3日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)が定められ、政府の公共調達の入札説明書や契約書等において、入札希望者や契約者がガイドラインを踏まえて人権尊重に取り組むよう努める旨の記載の導入を進めることとされたところであり、法務局・地方法務局を含む政府全体の公共調達において、これに基づく対応が進められています。

3 事業者に求められていること

上記2のとおり、行動計画においては、企業が指導原則に沿って人権尊重の取組を進めることについて、期待が表明されています。そして、指導原則は、企業に対し、社会的・道義的な責任を十分に認識して、国際的に認められた人権を尊重することを求めています。また、指導原則の内容については、ガイドラインにおいても解説されています。

そこで、以下、指導原則、行動計画、ガイドライン等において事業者にどのような取組が求められているのかについて、ポイントを説明します。

(1) 基本的な考え方

指導原則においては、企業には人権を尊重する責任があると明示されており(指導原則11)、

- ・企業は、その事業を通じて人権に負の影響を引き起こすこと、及びこれを助長することを回避し、負の影響が生じた場合にはこれに対処すること
- ・企業がその影響を助長していない場合であって

も、取引関係によって企業の活動、商品又はサービスと直接関連する人権への負の影響を予防又は軽減するように努めることが求められています(指導原則13)。

(2) 取組の主体

指導原則においては、企業の規模や業種、事業状況、所有形態、組織構造に関係なく、全ての企業に人権を尊重する責任があるとされています(指導原則14)。

また、ガイドラインにおいては、指導原則の取組の主体に個人事業主も含まれることが示されています。

これは、中小企業や個人事業主も含め、事業を行う全ての企業が、人権に負の影響を及ぼすリスクがあるためです。

(3) 取組の対象範囲

① 企業が尊重すべき人権の主体

企業は、自社事業に関わる全ての従業員(正社員のほか、契約社員、派遣社員、アルバイト・パート社員を含む。)はもちろんのこと、取引先の従業員、顧客・消費者、事業活動が行われる地域の住民等、自社の活動に関わる全ての人の人権を尊重しなければなりません。このように企業が尊重すべき人権の主体は、「ライツホルダー」と呼ばれています。

② 企業が対応すべき負の影響の範囲

指導原則においては、企業に対して、自社が直接的に引き起こしている人権侵害のみならず、間接的に負の影響を助長していたり、関与していたりする人権侵害についても対応することを求めています。

そのため、企業の責任は自社・グループ会社のみならずサプライチェーン(他の企業・下請業者からの調達から、製品・サービスが最終消費者に届くまでの一連の流れ)上のサプライヤー等にも及ぶことになります。

このことは、自社を中心として見た場合に生じる責任はもちろん、取引先等の他社から見て、自社がサプライヤーとして責任の対象となる可能性があることを意味し、例えば指導原則に基づく取組を進めている大企業から、人権尊重の取組を求められる場合も考えられます。

③ 「国際的に認められた人権」の範囲

指導原則においては、企業は「国際的に認められた人権」を尊重することが求められています(指導原則23)。

「国際的に認められた人権」とは、少なくとも、世界人権宣言、国際人権規約(自由権規約及び社会権規約)、国際労働機関(ILO)中核的労働基準等に表明されている人権と理解されています(指導原則12)。

そのため、単なる国内法令遵守にとどまらず、これらの国際基準を尊重することが求められます。

④ 人権に関するリスク

ビジネスと人権に関する資料などでは、「リスク」という言葉がよく出てきますが、この場合のリスクは事業者にとってのリスクではなく、飽くまで事業活動(サプライチェーンにおける活動を含む。)においてライツホルダー(上記①参照)が人権に関する負の影響を受けるリスク(以下「人権リスク」といいます。)を指します。

例えば、児童労働によるリスクは、こどもが教育を受ける機会や保護を受けて健康で安全な生活を送る権利が奪われることを意味します。

このように、事業活動に関連して、人間が生まれながら当然に持つべき自由や権利を侵してしまう可能性があることから、そのリスクをしっかりと把握する必要があります。

⑤ 企業が配慮すべき主要な人権リスクの類型

企業が配慮すべき主要な人権リスクの類型としては、例えば図1のようなものが挙げられます。これらは、企業の事業活動に関連する人権リスクについて、人権に関する主要な国際ルールやフレームワークに照らして、国内法上遵守する義務があるものに加え、国際的に企業の責任として対応が求められるものを類型化し、整理したものです。

なお、人権リスクの類型は図1に掲げているものが全てというわけではなく、社会の変化に伴い、求められる人権尊重の在り方も変化していくことを踏まえ、事業活動や提供するサービスに合わせた人権への負の影響の特定・軽減に取り組む必要があります。

(4) 指導原則が企業に求める具体的な措置

指導原則においては、企業の責任として、人権へ



【図1】人権リスクの種類の例

(出典：「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応(詳細版)」(法務省人権擁護局) 18～19ページ)

の負の影響を防止・軽減し、救済するための具体的な措置として、以下の3つの行動が挙げられています。

- I 方針によるコミットメント(人権方針の策定・公表)
- II 人権DD(デュー・ディリジェンス)の実施
- III 救済

上記I「方針によるコミットメント(人権方針の策定・公表)」は、企業が人権尊重責任を果たすというコミットメント(約束)を、「人権方針」を通じて、企業の内外に表明することを指します(指導原則16)。

上記II「人権DD(デュー・ディリジェンス)の実施」は、企業がその事業活動による人権への負の影響を調査・分析するとともに、特定された顕在的・潜在的な負の影響を防止・軽減するための取組を実施し、それらの取組の実効性を評価し、対応状況について説明・情報開示していく一連の行為を指します。これは、ステークホルダーとの対話を重ねながら、人権侵害等を防止・軽減するための継続的なプロセスです(指導原則17から21まで)。

上記III「救済」は、企業が引き起こし、又は助長し

ている人権への負の影響について、是正に向けた苦情処理メカニズムを構築することを指します(指導原則22)。

I 方針によるコミットメント	a 人権方針の策定
II 人権DDの実施	b 負の影響の特定・評価
	c 負の影響の防止・軽減
	d 取組の実効性の評価
	e 説明・情報開示
III 救済	f 救済(苦情処理メカニズムの整備)

【図2】人権尊重への取組の具体的なプロセス

4 法務省の人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関においては、「ビジネスと人権」に関し、様々な取組を実施しています。

以下のように、事業者による人権尊重の取組の支援も行っていますので、ぜひご活用いただければと思います。

(1) 教材の作成・提供(冊子、動画等)

「ビジネスと人権」の解説資料、中小企業の取組事例を紹介する冊子、研修に使用いただけるパワーポイントデータ、研修用動画等を作成し、法務省ウェブサイト(※1)やYouTube 法務省チャンネル(※2)で公開しています。

- (※1) 法務省ウェブサイト「[ビジネスと人権]」についての企業担当者向けのページ
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00188.html



- (※2) YouTube 法務省チャンネル
<https://www.youtube.com/MOJchannel>



(2) 特設サイト「My じんけん宣言」の運用

企業・団体及び個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言する投稿型コンテンツの特設サイト「My じんけん宣言」(※)を開設し、運用しています。

令和8年7月時点で1,500を超える企業・団体に、自らの人権尊重に対する決意等を「My じんけん宣言」として表明していただいております。一部の土地家屋調査士会や専門資格者の事務所にも宣言をしていただいております。サイトのフォームに入力することで簡単に宣言を行うことができますので、ぜひ宣言を行って、人権尊重の取組の第一歩としていただければと思います。

- (※) 特設サイト「My じんけん宣言」
<https://www.jinken-library.jp/my-jinken/>



(3) 企業・団体への研修の実施等

全国の法務局・地方法務局において、企業・団体からの要望に応じて、法務局職員や人権擁護委員を派遣して人権研修を実施したり、企業内で問題となることの多い人権課題をテーマとした啓発冊子やDVDの配布・貸出しを行ったりするなど、ビジネスと人権に取り組む企業・団体を支援する取組を実施しています。

【参考文献】

- 「ビジネスと人権に関する指導原則 仮訳・解説」(外務省・国連広報センター)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100165919.pdf>
- 『「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)」(ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100956579.pdf>
- 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議)
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/business-jinken/guidelines/guidelines.pdf>
- 「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」(法務省人権擁護局)
<https://www.moj.go.jp/content/001417138.pdf>



保護司としての活動について



保護司 阿部 正貴(土地家屋調査士・福井会会員)

私は、令和4年12月から保護司として活動しています。

保護司とは、保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受け、犯罪や非行をした方の立ち直りを支援し、再犯を防ぐために活動する非常勤の国家公務員です。保護司の主な処遇活動としては、大きく分けて次の二つがあります。

まず一つ目に「保護観察」です。職務内容は、月に1回ないし2回程度、対象者と面談して、保護観察中の遵守事項や生活上の約束が守られているかを確認したり、本人の悩みを聞いたりします。

二つ目に「生活環境調整」です。矯正施設に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活ができるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受け入れ態勢を整えるといった内容です。

私が保護司となったきっかけですが、すでに保護司を務めていた20年来の親友(悪友?)から、「いろんな人と接することができて楽しいで。やってみない?」と声をかけられたことです。その時点では、私自身、保護司についてほとんど知りませんでした。しかし、彼の存在に加え、保護司会の中にも以前からの友人や知り合いが多くいたことから、やってみることにしました。

先ほど保護司の処遇活動は大きく分けて二つあると述べましたが、私自身がこれまで経験したのは保護観察のみです。何名かを担当して現在に至りますが、初めて担当した対象者のことは今でもよく覚えています。

毎回そうですが、履歴書や身上書など大量の書類が保護観察所から送られてきて、これまでの経歴や家族構成といった身の上のことなどかなりデリケートなことが書かれた書類を予備知識として一読し、話のきっかけとして面談に臨むことになります。その彼は十代の男の子で、複数の非行を繰り返し少年院に収容されていましたが、このたび仮退院となり保護観察を受けることになったとのことでした。

彼には、保護観察中の遵守事項を守ることに加え、

月1回の面談に応じ、その際に課題を提出することなどが求められていました。これらを守らず、指導にも応じない状態が続いた場合には、事情によっては仮退院が取り消され、再び少年院に収容されることもあります。

またそんな思いをするのは嫌だろうから、こちらの問いかけに素直に応じるだろうし、面談の時間もきっちり守るだろうと私は考えていましたが、その彼の場合、時間を守ったのは2回目まででした。ですが彼は時間こそ守らなかったものの、課題は毎回必ず提出してきましたし、こちらの問いかけにも素直に応じていたことから、総じて順調で、このまま期間満了を迎えるものだとばかり思っていました。

そんなある日、彼の雇用主から、本人が突然いなくなり、連絡が取れないとの連絡がありました。所在不明となれば、保護観察所による所在調査などが行われ、本人にとって不利益な結果につながることもあります。「県外へ何日か出かけるときも、事前に必ず言うてね。間違っても黙って消えたらアカンよ。」と再三伝えていたにもかかわらず、このような幕切れとなりました。なぜ突然いなくなったのか、本人から事情を聞くこともできませんでした。こうして、私が彼と面談を続けることはできなくなり、初めて担当した保護観察は、思いがけない形で一区切りを迎えました。

7月号の会報に掲載された「保護司になるなんて、思ってもみなかった」とのキャッチコピーのとおり、以前の私もまさにその心境でした。実際やってみると負担もそんなにありませんし、前向きに活動できています。

保護司には、元教員、元公務員、僧侶、会社経営者、士業、主婦など、さまざまな経歴を持つ方がおられます。土地家屋調査士は、日頃からさまざまな方とコミュニケーションをとり、粘り強く業務を進めることが求められることから、保護司に向いているのではないかと私は思います。

全国と同職の先生方におかれましても、機会がありましたら、保護司としての活動に目を向けていただければ幸いです。

愛しき我が会、 我が地元

5巡目

Vol. 151

「愛しき我が会、我が地元」は、2014年3月号の連載開始以来、全国50の土地家屋調査士会の皆様のご協力の下、各土地家屋調査士会の活動や地域の魅力をご紹介してまいりました。これまで「続編」「続々編」「4巡目」と連載を重ね、多くの皆様からご好評をいただいております。そして、この度、「愛しき我が会、我が地元」は、いよいよ**5巡目**を迎えることとなりました。これまでご紹介いただいたPR活動や社会貢献活動、特色ある取組に加え、各地域ならではの名所・名産・グルメ、歴史や文化、さらには会員の皆様だからこそ知る「地元の魅力」を幅広くお届けしてまいります。全国各地には、まだまだ私たちの知らない魅力や、新たな挑戦が数多くあります。本連載を通じて、各土地家屋調査士会の特色や地域への思いを共有し、会員相互の交流と理解がより一層深まることを願っております。全国50の土地家屋調査士会が紡ぐ、それぞれの「愛しき我が会、我が地元」。5巡目もどうぞご期待ください。

連合会広報部

岡山会

『古代中世とつながる吉備路、 土地台帳附属地図を片手に』

第20回全国青年土地家屋調査士大会 in 岡山実行委員会 広報部 神原 淳史

岡山県には人気の観光スポットとして倉敷美観地区、後楽園、岡山城などがあり、日本国内のみならず外国からの観光客の方もたくさん訪れています。今回はそれらの観光スポットほどの知名度こそありませんが、古代あるいは中世からの景色や空気を現代に伝える吉備路と呼ばれる地域についてご紹介します。

備中国分寺

岡山県総社市にある寺院で、奈良時代に全国に建立された国分寺のひとつです。現在残っている建物は江戸時代に再興されたものですが、田園風景の中に佇む高さ約34mの五重塔は、吉備路のシンボル



「写真提供：岡山県観光連盟」

的存在となっています。

また、季節によって菜の花、レンゲ、ひまわりが一面に咲き誇る中の五重塔は絶景です。付近の国道429号線の峠道から国分寺を見下ろす景色は、周辺の田園風景や住宅と調和し、歴史絵巻のように感じられます。

つくりやま 造山古墳

先ほどの国分寺から2kmほどの距離にある古墳です。古墳時代中期(5世紀前半)に築かれた前方後円墳で、全長約350mは全国古墳の中で第4位の大きさです。岡山県は、古代吉備の国と呼ばれ、大和、出雲、筑紫などと並ぶ有力な地域であったと言われています。当時の吉備の国の繁栄を物語るものとして、岡山県内には大小さまざまな古墳が現存してお



「写真提供：岡山県観光連盟」

り、なかでも最大のものがこの造山古墳です。

この古墳の特筆すべきところは、古墳内への立ち入りが可能なことで、立ち入り可能な古墳として国内最大です。樹木に覆われている部分もありますが、実際に散策すると古墳の形状や巨大さを体感できるとても貴重な存在です。また、古墳からの眺望も素晴らしく、周囲に広がる田園地帯を風が通り抜ける景色は言葉にならないものがあります。

近隣には他にいくつもの古墳があり、なかでも千足^{せんそく}古墳は近年行われた発掘調査に基づき復元整備されており、埴輪が並べられ往時の様子を垣間見ることができるので、造山古墳との対比も一興です。

かわずがはなちくでい 蛙ヶ鼻築堤

羽柴秀吉の軍勢が、毛利家の武将・清水宗治の軍勢が守る備中高松城を水攻めにした逸話は、小説やドラマなどでたびたび描かれ、秀吉の生涯を彩るハイライトの一つとなっています。この水攻めの際に築かれた堤の一部が今も残されており「高松城水攻め史跡公園」として整備されています。

実際に訪れてみると短いながらも堤防の姿をとどめており、築堤時の杭や俵による土留めの様子が展示されています。発掘調査によると、堤防の底辺の幅は約22 m、上辺の幅は約11 m、高さは約7 mもあったと考えられています。また、国土地理院の航空写真や法務局地図情報と現地を比較すると、堤跡から西へ向かってかつての堤の痕跡と思われる細長い形状の土地が続いており、400年以上前に築かれた堤の痕跡を、過去と現在のつながりを感じながら散策をすることも楽しみ方のひとつです。

今回ご紹介した3箇所は必ずしも賑わいの中にある

わけではありませんが、それぞれが歴史の主役でなくなったのちも、地域の風景の一部として往時の姿を今に伝えています。幹線道路やJR沿線にあるものの、注意してみなければ見落としてしまうものもありますが、どれもが愛すべき地元の風景の一部です。また、この吉備路には、他にも鬼^きノ城^{のじょう}、吉備津神社などたくさん見どころがあり、『サイクリングロード』の整備や『吉備路マラソン』の開催により、岡山県内のみならず県外の方の目にも触れる機会が増えています。

全国青年土地家屋調査士大会 in 岡山 大会の前後は、ぜひ吉備路へ

本年10月3日には、岡山市で【第20回全国青年土地家屋調査士大会 in 岡山】が開催されます。岡山にお越しになられる際には、ご都合の許される限り岡山県内での滞在をお楽しみいただき、ご興味を持たれた方は、ぜひ吉備路を訪れてみてください。

第20回全国青年土地家屋調査士大会 in 岡山

大会公式HP <https://20thseicho.vercel.app/>

日 時：2026年10月3日(土)

13:30～

会 場：アークホテル岡山
(岡山市北区下石井
2丁目6-1)

主 催：岡山県青年土地家屋
調査士会
全国大会実行委員会

大会テーマ：

二十歳の基準点から未来を拓く

「越境～技術・人・なりわいの境を越える～」



釧路会

『釧路土地家屋調査士会の取組

～一輪の花からはじまる広報活動～』

釧路土地家屋調査士会 広報部長 佐渡 真弓

当会では、令和5年から、釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会と共同で、釧路市の中心街における地域貢献活動に取り組んでいます。市民団体「霧・ワイルドフラワーファンクラブ」の後援スポンサーとして、北大通2丁目から5丁目、末広町5丁目にかけての花壇整備と歩道の清掃を行うものです。「メインストリート在花で美しく」を合言葉に、毎年、会員が

市民や関係機関の皆様とともに汗を流しています。これは、当会が広報部を中心に進めている「野外広報活動」の柱の一つで、地域のお役に立ちながら、専門家としての顔を知っていただく取組でもあります。

この市民団体は、当会の広報部長でもある私、佐渡真弓が、かつて釧路会に在籍していた仲間とともに令和5年に立ち上げたボランティア団体です。釧

路市役所、北海道開発局道路事務所と三者協定を結び、市民の手で中心街の道路景観を守る活動を続けています。当会と公嘱協会は、その趣旨に賛同し、物的・人的な支援を行ってきました。

初年度の令和5年10月は、雑草取りや枯葉集め、ごみ拾いといった清掃活動を実施し、あわせて作業道具と翌年度の苗代を団体へ寄贈しました。令和6年9月には、「スポンサーガーデン看板」の設置式を開催。花壇のかたわらに、当会と公嘱協会が同団体を応援していることを記した看板を掲げ、雑草の除去やごみ拾いを行いました。そして、令和7年9月にも、参加者全員で花壇整備とごみ拾いに取り組みました。手入れの行き届いた花壇は「土地家屋調査士ガーデン」と呼ばれ、道行く人の目を楽ませています。作業には、当会・公嘱協会の会員に加え、市民ボランティアの皆様、釧路市役所や釧路開発建設部の職員の方々も参加し、立場を越えて一緒に手を動かします。かつての賑わいが薄れつつある中心市街地で、季節の花が道行く人や来街者を迎える。そんな景色づくりの一翼を担えることは、私たちにとっても誇りです。

私たちがこの活動に力を入れるのには、理由があります。土地家屋調査士は、土地や建物の調査・測量、登記を担う専門家でありながら、その仕事は普段、一般の方の目に触れにくく、けっして知名度が高いとは言えません。花壇整備や清掃を通じて市民ボランティアの皆様と交流し、また新聞などのメディアに取り上げていただくことは、地域の方々に「土地家屋調査士」という存在を知っていただく、またとない機会となります。実際、これまでの活動は、北海

道新聞、北海道建設新聞、釧路新聞などで報じられ、釧路市や開発建設部のSNSでも紹介されました。費用をかけた広告とは異なる、地域に根ざした広報のかたちだと感じています。以前は、広報と広告の違いがあいまいで、費用対効果ばかりに目が向きがちでしたが、看板の設置、新聞以外のメディアでの発信、学生や市民との直接の接点づくりなど、多様な切り口があると気づけたことは、大きな収穫でした。市民、官公署、専門家がひとつの花壇を囲んで作業する時間そのものが、何よりの交流の場になっています。

今後は、清掃・植栽活動を末永く継続するとともに、業務上のつながりが深い他業種の皆様にも参加を呼びかけ、交流の輪を広げていきたいと考えています。さらに、当会のウェブサイトやSNSでの発信を強化し、学生をはじめとする次世代の方々にも、土地家屋調査士という仕事を身近に感じてもらえるよう努めてまいります。将来の職業選択の一つに「土地家屋調査士」を加えてもらえれば、これに勝る喜びはありません。

こうした地道なボランティア活動と地域社会への貢献が認められ、令和8年度の北海道開発局「道路功労者表彰」という栄えある賞をいただくことができました。北海道でわずか3団体のみが選出された極めて栄誉あるものであり、私どもの活動を高く評価していただいたことは大きな喜びです。今回の受賞は共に汗を流してくださった地域の皆様、市役所・道路事務所の皆様の協力の賜物です。紙面をお借りして感謝しております。

一輪の花から始まった小さな取組が、地域と専門家を結ぶ大きな輪へと育つことを願っています。



「2026 講演会」

東日本大震災から能登半島地震まで —災害復興支援の歩みと土地家屋調査士の使命—

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「大阪公嘱協会」)は、令和8年6月12日、エル・おおさか南館南ホールにおいて「2026 講演会」を開催しました(Zoom ウェビナーによる同時配信あり)。本講演会は、大阪公嘱協会設立40周年の記念講演会となります。大阪公嘱協会は、これまでも公益事業として市民に向けての講演会をはじめとした情報発信を行ってきました。今回は、記念講演会として、直近でも各地で大きな地震が起き、関心も高い「災害」について、市民及び行政職員に向けて開催されました。「土地家屋調査士が担う災害復興支援の最前線～東日本大震災から能登半島地震まで～」と題し、2011年に発生した東日本大震災、2024年に発生した能登半島地震の2つの災害を振り返り、災害復興支援の変化や土地家屋調査士が果たしてきた役割と、これからの備えを考える場として企画されたものです。

当日は、東日本大震災の復興支援に深く携わった宮城県土地家屋調査士会から会長の高橋一秀先生、宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会から理事長の鈴木洋一先生、さらに、能登半島地震の支援に関わった石川県土地家屋調査士会から名誉会長の石野芳治先生を迎え、第一部の基調講演、第二部のパネルディスカッションを通じて、災害対応の実務、課題、そして未来への展望が語られました。

第一部 基調講演

「東日本大震災における土地家屋調査士の災害復興支援業務」

講師：宮城県土地家屋調査士会 会長 高橋一秀先生

■東日本大震災の衝撃

2011年3月11日、東日本大震災は、日本社会に深い傷跡を残しました。巨大地震に続く津波、そして原発事故。複合災害が同時に発生し、被害は広範囲に及びました。宮城県の地形は北部がリアス式海岸、南部が平坦という特徴を持っています。リアス式海岸は入り組んだ地形として、美しい景観を作り出し、漁港などを形成することにも役立ってきました。しか

し、震災により発生した津波は、その地形もあり、壊滅的な被害を与えました。高橋先生は、当時の状況を次のように語りました。「津波による被害では、木造建物はひとつも残らなかった」。この一言が、津波の破壊力と地域の絶望的な状況を象徴しています。建物は流され、地域のランドマークも消失し、街の形そのものが失われました。

さらに、内陸部でも地割れや地滑りが発生し、被害は沿岸部にとどまりませんでした。通信は途絶し、ガソリンや水も不足し、救援活動は困難を極めました。



基調講演
宮城県 高橋一秀会長

■滅失建物の調査と職権登記

震災により滅失した建物は、膨大な数にのぼりました。被災者の負担軽減のため、法務局は職権による建物滅失登記を実施し、その現地調査を土地家屋調査士が担当しました。調査は、地域の状況に応じて進められました。まず、区域内に残存建物が一切確認できない場合には、区域内の建物を一括して滅失と認定し、個別調査を省略しました。一方、個別調査を行った地域では、建物要件を満たしていないように見える対象物でも、修繕の可能性や権利関係を考慮し、滅失と認定しない判断を行いました。このように、災害時の調査は、平時の基準だけでは判断できない複雑さを持つことが明らかとなりました。

■物件特定の困難

調査の過程で最も大きな課題となったのが「物件特定」でした。津波で建物が流失した地域では、目印となるランドマークが消え、過去の写真や記録との照合が困難となりました。所有者が避難などの理由から所在不明となるケースも多くありました。さらに、建物図面が存在しない、滅失登記が未処理で登記簿だけ残っている、未登記建物であるなど、複

雑な状況が重なりました。その結果、滅失と認定したものの、後に別の物件と誤認していたことが判明し、回復登記を行った事例も一定数発生しました。高橋先生は、次のように述べられました。「災害時の登記実務は、平時の手続きとはまったく異なる難しさがある」。土地家屋調査士の専門性と慎重な判断が改めて問われ、その苦労が復興の基盤を支えていたことがわかります。

■地殻変動による基準点の移動

震災の原因でもある地殻変動は、土地家屋調査士が利用する基準点にも変化を与えることとなりました。また、それは、一律的な変化ではなく、場所により程度が異なりました。宮城県では、東方向へ2～5mの移動がありました。復興にあたっては、上位級の一部の基準点を再測量し、その結果から補正パラメータが作成されました。高橋一秀先生は、「実感として、元データがしっかりしていれば、パラメータ変換をしても大きなズレはなかった。」と述べました。ここでも平時の業務が大事であることがわかります。なお、震災後においても、地殻変動は少しずつではあるが進んでいて、一筆地測量のレベルでは影響はほぼ無いというものの、基準点測量などでは注意が必要になるとのことです。

■筆界判断

地殻変動は、土地の筆界線をも変化させます。筆界は、従前は動かないものと考えられていましたが、地殻変動・地表面の移動と共に移動するものと考えられ、高橋先生は、「当時、解説書類などが無く、近畿ブロック協議会が作成した阪神淡路大震災の資料を参考にした。」と述べられました。筆界については、平時においても、資料や事実関係を基に、関係する土地所有者間での合理的な合意を尊重するところではありますが、震災においては、さらにこのことが重要な意味を持つこととなったとのことでした。

■地図の処理経緯

震災後に行われた地図修正作業についても、いくつかの事例を交えて解説がありました。一律に変化したわけではない地殻変動に加え、建物や構造物が有る場合や無い場合、さらに、筆界の移動ではない「がけ崩れなどによる土砂の移動」など、深い考察と柔軟な対応が求められるケースが多く発生しました。しかし、高橋先生は、次のように述べられました。「地図の備え付けがある地域は、復興事業がスムーズであっ

た。」もちろん、筆界が不規則に移動した場合には限界があるものの、ゼロから始めるのとは、大きく異なります。改めて、土地家屋調査士が平時に行う業務において、「現地復元性がある図面」を作成し、ストックしていくことが大きな意味を持つことがわかります。

第二部 パネルディスカッション 「東日本大震災から能登半島地震まで ～災害復興支援の変化とこれから～」

パネリスト：

高橋一秀先生(宮城県土地家屋調査士会 会長)

石野芳治先生(石川県土地家屋調査士会 名誉会長)

鈴木洋一先生(公益社団法人宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長)

司会：船原大弘先生(公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長)

■東日本大震災の初動の困難

ディスカッションは、東日本大震災当時の初動対応の回想から始まりました。震災直後は通信が途絶し、ガソリンや水も不足しました。青年土地家屋調査士会が全国から支援物資をパケツリレーで運んだというエピソードは、当時の混乱と必死の支援体制を象徴します。経済活動は1か月ほど停止し、地域全体が「時間の止まった状態」に置かれたとのことでした。

■能登半島地震では経験が活かされた

2024年1月1日に発生した能登半島地震では、状況が大きく異なりました。当時、石川県土地家屋調査士会の会長を務めていた石野先生は、「熊本地震(2016年)の際に熊本県土地家屋調査士会が残した記録を参考にし、どのように行動するか検討した。」と述べられました。過去の災害対応の知見が蓄積されていたことが大きな助けとなり、行政や自衛隊の動きがスムーズになったと述べる石野先生の報告からもわかります。さらに、市民の協力意識も高まっているのではないのでしょうか。東日本大震災以前から大規模な災害が度々起こる日本では、全国で防災意識も向上し、災害対応は、社会全体で成熟してきたと言えます。

■それでも復興は長期戦

しかし、復興は依然として長期戦です。例えば、避難した住民は、行政が計画するとおりの元の生活地域には戻りません。むしろ、様々な事情から、戻れないという表現の方が自然でしょう。次に、行政との調整が難しいと石野先生は述べられました。縦割り行政



パネルディスカッション

などと呼ばれることもあります。これは多岐にわたる市民サービスを分業化、専門化することで、意思決定、処理速度が増すために重要な役割を果たします。その反面、災害時には、想定された分業の枠では収まらず、意思決定や処理速度が十分に機能しないことも多々起こります。さらには、地域ごとに課題が異なる点も見逃せません。災害ごとに状況は異なり、画一的な対応ではうまく進みません。現場の状況に合わせた柔軟な判断が求められるとのことです。

■平時のコミュニケーションの重要性

パネリスト全員が強調したのは、「平時からの行政とのコミュニケーション」の重要性です。災害時は、平時に築いた関係性がそのまま支援のスピードに直結します。顔の見える関係がなければ、必要な情報が得られず、支援活動が滞ります。土地家屋調査士においては、平常時は法務局の登記部門や自治体の道路課・公共用地部門との接点があれば、業務は遂行できるかもしれませんが、災害時は多岐にわたる問題に向けて他の部門の協力が必要となる場合もあります。この点については、各土地家屋調査士会としても、行政との連携を日常的に深めておくことが重要であることを示唆しています。

■土地家屋調査士の専門性

今まで見てきたように、災害時には、改めて土地家屋調査士ができることは何か、土地家屋調査士とは何かが問われることとなります。鈴木先生は、土地家屋調査士の専門性について次のように述べられました。「[現地][登記][課税]」の三つの視点を併せ持つ専門家は他にいない。災害時には、現地の状況を把握し、登記の正確性を確保し、課税の基礎となる土地・建物情報を整備する必要がある。これらを一体的に理解し、判断できる職能は土地家屋調査士ならではの、

災害復興に不可欠な存在である。」とのことでした。

■個人として備えるべきこと

最後に、各パネリストは、「土地家屋調査士個人としての備え」について言及されました。

- ・データのバックアップ
- ・いつ災害が来ても対応できる「心構え」
- ・慌てないための「取り決め」を平時から作っておく
- ・有事を想定した行動を日常的に積み重ねる

災害はいつ発生するかわかりません。だからこそ、平時の準備が専門家としての責務であるという共通認識が示されました。

おわりに

今回の講演会は、東日本大震災から能登半島地震まで、土地家屋調査士が災害復興支援の現場で果たしてきた役割を改めて確認する貴重な機会となりました。災害対応は、単なる登記手続きではなく、地域の再生に不可欠な基盤整備です。そこに土地家屋調査士が持つ専門性が深く関わっていることを、講演と議論を通じて強く実感しました。

2011年の東日本大震災から、今年で15年となります。日本社会は、災害への向き合い方を確実に変えてきました。行政、自衛隊、市民、そして土地家屋調査士、すべての主体が経験を共有し、連携を深めることで、災害対応は成熟しつつあります。

災害は、必ず再び起こります。それは、いつ、どこで、どのような形で起こるかはわかりません。だからこそ、平時からの備え、行政との連携、専門性の研鑽が求められます。今回の講演会で共有された知見が、今後の災害対応の力となり、地域の安全と復興に寄与することを期待します。

広報員 田中 秀典(大阪会)

第8回国際建設・測量展(CSPI2026)

(International Construction & Survey Productivity Improvement 2026)

令和8年6月17日から20日までの4日間、千葉県千葉市の幕張メッセにおいて、建設・測量業界における最先端の製品・技術・サービスが集結する「第8回国際建設・測量展(CSPI2026)」が開催されました。屋内外の約6万平方メートルの展示場に海外18か国からの出展100社を含め、606社、3,450ブースが出展し、史上最大規模の展示となりました。会期4日間の来場者は、62,209人に達したとのことでした。20日(土)は、一般観覧日として家族や子供向けに無料開放され、1都4県(東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城)の工業高校・高等専門学校9校などの学生・生徒も来場しました。

会場に一步足を踏み入れると、その出展数の多さと会場の広さ、そして国際色も豊かな雰囲気、i-Constructionが10周年を迎える中、遠隔施工や自動施工、AIなどの積極的な活用で飛躍的な生産性向上を目指す「i-Construction2.0 (i-Con2.0)」を具現化するさまざまな技術が出展されていました。

i-Construction 2.0では、2040年度までに建設現場の省人化を少なくとも3割、生産性を1.5倍向上することを目指し、「施工のオートメーション化」、「データ連携のオートメーション化」、「施工管理のオートメーション化」を3本の柱として、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場の実現を目指して、「国土交通省インフラ分野のDX推進本部」において建設現場のオートメーション化を推進し、取り組まれています。

会場では、平日の3日間を通じて建設機械、測量やDXなどの幅広いテーマについて、特別セミナー42本と製品紹介セミナー54本が順次開催されました。ここでは、初日に聴講した2つのセミナーについて紹介します。

テーマ1 株式会社トプコン 『ICT人材育成とその取り組み』

機器導入とその機能を使いこなす技術習得および

技術者育成、機能を生かした業務の効率化に興味を持ちました。

トプコンは、海外での売り上げ比率が80%を超えており、従業員の70%が海外人材です。社内の人材育成はもちろん、ユーザーに向けた研修にも力を入れています。トレーニング施設を、屋内型作業場を含め国内4か所および海外(アメリカ、イタリア、マレーシア)に有しているとのことでした。

◇ICT導入の本質と内製化の重要性

ICTは、機器を購入・納入するだけでは成果や利益につながらず、その使い方や現場での運用ノウハウを蓄積することが不可欠とのこと。初期導入段階は難易度が高いが、そこを社内で乗り越えることが重要であり、内製化により、対応スピードや展開規模が向上するため、最終的に自社の手元に利益とノウハウが残ることになるとのことでした。

◇属人化防止と横展開

特定の「わかる人」だけにDX推進が集中すると、組織全体への定着が難しくなります。複数人・複数部署へスキルを広げる横展開が必要で、座学だけではなく、現場データを用いた実機操作と段階的なスキル取得による体験型教育が効果的とのことでした。

◇トレーニングセンタについて

屋内型作業場では、屋根素材がGNSS信号を透過するため、屋内でもGNSS受信が可能とのこと。床がコンクリートのため、雨天時でも測量・実機演習を継続でき、新たな教室整備により、約100名規模のトレーニング対応が可能になったそうです。(トプコン ホームページ参照 <https://www.topconpositioning.asia/jp/ja/>)

テーマ2 Pix4D株式会社 『LiDARを超えた、スマホ測量の新常識』

今回の展示では、ドローン、LiDAR機器に加え、フォトグラメトリー写真測量のブースが増えており、興味を持ちました。

◇Pix4Dのコア技術：フォトグラメトリーの優位性

iPhoneへLiDARが搭載された際、「スマホLiDARで測量が大きく変わる」との期待が寄せられましたが、精度、形状再現、照射距離が短いなど課題もありました。

同社は、15年以上にわたり、写真を解析して高精度な3Dモデルを構築する技術を専門的に追求しており、この分野で世界トップクラスの技術力を自負しているとのこと。究極の3D再現技術と称される「ガウシアンスプラッチング」に対応しており、その品質は見た目のリアリティ、高速描画、そして正確さを高いレベルで両立しているそうです。

◇革新的である4つのポイント

1. 手軽さ：高価なレーザースキャナーやドローンを必要とせず、スマートフォン一つでプロ品質の測量が可能になる。
2. 計測精度：見た目の美しさだけでなく、正確な位置情報と寸法を保持しているため、距離計測、体積計算、BIMデータとの照合にそのまま活用できる。
3. 表現力：従来の点群技術では再現が困難だった細かい構造物や光を反射する素材の質感までもリアルに再現し、プレゼンテーション品質を向上させる。

4. 柔軟性：クラウドサービスだけでなく、インストール版ソフトウェアでも処理可能。

◇データセキュリティとコンプライアンス

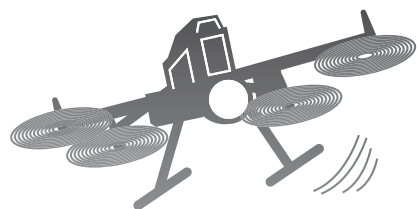
Pix4Dは、データセキュリティとコンプライアンスを最重要視しています。計測時に映り込む顔やナンバープレートといった個人情報の保護は不可欠な課題と認識しており、万全の対策を講じています。国際的な情報セキュリティ基準であるISO認証や、クラウドサービスの信頼性を証明するSOC2認証を取得しています。

また、スイスに本社を置く企業として、世界で最も厳格とされるEUの個人情報保護規則(GDPR)にも準拠しています。地政学的なリスクや第三国へのデータ漏洩リスクを回避するため、日本国内の顧客データは日本国内に設置されたサーバーで管理することで、データの安全性と信頼性を確保しているとのことです。(Pix4D社ホームページ参照 <https://www.pix4d.com/jp/>)

多くのブースにてお話を伺い、たいへん有意義な時間となりました。来年も令和9年6月23日(水)から26日(土)の4日間、今年と同じ幕張メッセにおいて、第9回国際建設・測量展(CSPI)の開催が予定されています。

広報員 北條誠治(長野会)





第11回 Japan Drone 2026

千葉市の幕張メッセにおいて、令和8年6月3日(水)から6月5日(金)までの3日間、「Japan Drone 2026 ドローンによるインフラ革命～地域創生と街づくり～」が開催されました。私は、日常業務でドローンを飛行させ、上空から撮影した写真を使った測量を行っていることもあって、興味深く参加してきました。

冒頭ではありますが、参加しての感想をひとこと言くと、ドローン技術は、単なる空撮ツールから測量・点検・運搬・災害対応へと活用範囲が急速に広がっています。その進化のスピードを実感しました。

会場全体には、ドローンそのものだけでなく様々なブースがありました。

入口からすぐのところには熊対策のドローンのブースがあり、この日の前日に私の地元でも熊が出たニュースを耳にしていたので、興味深く見ていました。

熊に約5メートル程度近づいて、顔めがけて唐辛子スプレーを噴射させるものであったり、スピーカーで大音量を鳴らすもの、上空から熊の体温をサーモグラフィーで察知して居場所を特定して、周囲の人間に注意を促すものなどです。また、ハチの巣を除去するためのドローンやカラスを追い払うためのド

ローンもあり、ドローン活用の広がりを感じました。

運搬用では、最大で80キログラムのもを運ぶことができるドローンがありました。山あいなどに向けて建設資材などの物資を積んで、既に実用化しているとのことでした。

水中ドローンで海底などの水中や水底を写真撮影し記録するといったものは、従来からあるかと思いますが、ドローンを水面から数メートル飛ばせて、海や湖などの底を写真撮影して点群化させ、海底の形状や長さなどを調べて、工事の際などに活用する目的で作られたものもありました。多少水が濁っていても測量は可能とのことですし、人が直接水中に入ることなく、測量が可能となる点に大きな可能性を感じました。

他には、下水管や橋梁、屋根などを点検するためのドローンや、ドローン本体だけでなく、ゼロから組み立てようとする方のためのパーツが一式置かれたブースやカメラとそのカメラから撮影した画像を解析処理して高精細なオルソ画像や点群を作るためのソフトウェアに関するブースも設けられていました。展示されていたカメラは、画素数が1億以上あるものばかりで、そのカメラとソフトウェアから作られた点群データは、近くで見ても写真としか思え



ないものでした。聞くとやはりいずれのカメラも高額です。そうしたカメラを吊り下げるドローンもそれなりに高額だろうなというのは、実機を見ると容易に想像できますので、これを飛行させている間は、実際の運用にはこれまで以上の緊張が伴うものと思われます。飛行させているときは、撮影後の写真のクオリティを考えるどころではないのではないかと、本末転倒なことを考えていました。

他には、ドックと現場とを遠隔で操って、空撮などの目的を達成するドローン、空飛ぶクルマ、3Dスキャナ、下水管等インフラ点検用ドローン、監視用定点カメラ、農薬散布用ドローン、飛行機の自動飛行のためのシステム運用といったブースがありました。こうしてみると、AIと組み合わせれば、もはやできないことはない世の中になるように思えます。こうしたモノの展示だけでなく、ミニセミナーも開催されていました。いくつか受けた中で、我々の業務にも活用できそうなところで、「航空法上のレベル3.5飛行の手続」について紹介したいと思います。

現在、ドローンを飛行させる際は、ほとんどのケースで飛行させる区域に補助者をつけて歩行者の方々に注意を促したり、操縦者に対し飛行状況の報告をすることが必要となっていますが、一定の要件を満たした国家資格保有者については、ドローンを飛行させる際の補助者の配置を省略できる制度です。

例えて言うと、山間部など人の立ち入りがほとんどないといったところでの測量を行うためのオルソ画像や点群などを作成したい場合に、レベル3.5飛行の申請を行い飛行させることは大変有用ではないかと考えます。

ただ、国土交通省航空局への事前相談を経て、エ

リアごとに東京航空局または大阪航空局への申請、その後の許可となり、実際に飛行できるのはどんなに早くても1か月はかかるということです。事例が増えてもう少し早く処理が進むようになることを願うばかりです。

講師を務められたドローン業務専門の行政書士の方とも直接お話ししましたが、任意保険への加入の確認事項がある一方、ドローンを取り巻く法規制としては、緩やかな規制緩和の流れにあるとのことでした。これは、手続きの簡素化、利用促進と引き換えに、何らかのトラブルや事故が起こった場合の申請者の責任が一層重くなることを意味していると思います。便利だ、で終わるのではなく安全管理の意識を更に高めたいところです。

近年、日本のどこかでゲリラ豪雨や水害が発生しています。夏は夏で暑い期間が長くなりました。熊や鹿といった野生動物が人里にやってきて、といったことも日常的に聞くようになってきました。しかしながら土地家屋調査士として生きていく以上、どのような状況になろうとも全く現場に出なくて済む状況にはならないと思いますので、今回目にしたモノやコトとうまく付き合い適応しながら日常業務の効率化を図っていければと感じた次第です。

今回の展示会では、ドローンは単なる空撮機器にとどまらず、AIやロボット技術と融合しながら発展していることを実感しました。数年後には、現在では想像できない形で土地家屋調査士業務にも活用されているのかも知れません。

広報員 阿部 正貴(福井会)



若手土地家屋調査士の「未来」を拓く

12人の「若手」/土地家屋調査士

第12回 ～土地家屋調査士という女性の「普通」の仕事～

福岡会 宮崎 彩子 会員、中園 有希恵 会員

■土地家屋調査士になろうと決断した経緯

茶山：今日はインタビューにご協力いただきましてありがとうございます。

早速ですが、最初にお二人が土地家屋調査士になろうと決断した経緯を教えてください。

宮崎会員：私は前職に転勤があったので、大阪などにも行っていましたが、親が「終活」を始めるという話を聞いて、福岡に帰りたいという気持ちになりました。

そして、前の職場が室内で日の当たらない仕事だったので、福岡に戻ってきてからは少しは日の当たる仕事がしたいと考えていました。地元で、転勤がなく、長く働ける仕事を探したところ、土地家屋調査士という資格を見つけました。

あと、私は作業服に憧れがあったんです。体を動かすほうが好きですし、父が作業服を着て仕事をしていたので、その姿に「仕事をしている人」というイメージを持っていました。本当にそのビジュアルへの憧れが大きかったです。

茶山：それで再就職ではなく、土地家屋調査士の道を選んだんですね。

中園会員：私は大学卒業後に新卒で福岡市の天神の大きな書店に勤めていたのですが、天神地区の再開発事業で書店のビルがなくなってしまったんです。その時すでに30歳を過ぎていたので、再就職しようにも、書店での経験は他の会社でアピールできる強みとしては職務経歴書に書きにくかったんですね。

それなら資格を取った方が良いと考えたんです。

夫が司法書士の資格を持っていた関係で、土地家屋調査士という仕事があることを知り、試験内容や仕事内容を調べて、挑戦してみることにしました。

茶山：将来は司法書士のご主人とタッグを組んで働くという選択肢はありますか？

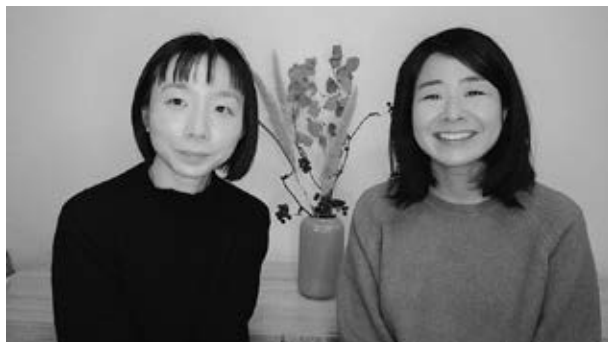
中園会員：旦那と一緒に働きたいかですか(笑)。

茶山：まあ、喧嘩とかしちゃうそうですね。

中園会員：そう！そういうことです。

■土地家屋調査士としての仕事を始めてみて

茶山：お二人は現在、土地家屋調査士法人にお勤め



左 中園会員 右 宮崎会員

のようですが、土地家屋調査士の仕事・業界について思うことなどありますか？

中園会員：私は実務経験がなかったため、合格してから1年ほど、個人の先生の事務所で補助者として働きましたが、先生は女性の土地家屋調査士を雇用することでだいぶ扱いに苦慮されたのではないかと思います。今は別の法人にありますが、土地家屋調査士としては女性初で、会社としては当初事務方メインの土地家屋調査士として雇った経緯があり、現場に行き過ぎるものだから上司が驚いていました。思うに、これまでの土地家屋調査士の事務所の多くは女性を受け入れる想定があまりないんじゃないかと…働き始めたころはスタッフが男性しかいない中でトイレに行くのにも気を揉むこともありました。

宮崎会員：今の先生は奥さんが司法書士で、もともと土地家屋調査士・司法書士事務所だったので、事務員さんが女性の方それぞれいらっしゃると思います。土地家屋調査士事務所と司法書士事務所で合わせて9人体制なんですけど、女性が4人いるので、そういう苦労はなかったですね。

茶山：土地家屋調査士の業界は確かに男性社会かなと思いますし、女性にとっては働きやすい体制が整っているかどうかは大切ですよね。



実際の業務に携わり始めて、感じたことはありませんか？例えば、土地家屋調査士の仕事は外業がありますが、その辺はどうですか？

天候などによっては、外業は大変かなと思うのですが…。

中園会員：確かに、気候、特に暑さや寒さは大変ですが、仕事の内容自体は男女で大きな差はないと思っています！

茶山：偏見だと思いますが、女性には大変なのかなって思っていました。現実として女性の土地家屋調査士が少ない状態なので…。

中園会員：以前、調べたんですけど、土地家屋調査士の女性比率は全国でわずか3%位しかないらしいですね。

宮崎会員：たったの3%ですか？全国でですか？

中園会員：はい、全国です。おそらく15,000人中、500人程度しかないと思います。すごく少ないですよ。

茶山：確かに土地家屋調査士は男性の仕事というイメージですし、業界自体が男性社会かなと思うのですが、どのくらい女性の土地家屋調査士の割合が増えると変わっていくのかなって思われますか？

中園会員：弁護士も女性比率は3割未満ですし、どうなのでしょう…。仕事である以上、不満ばかり言ってるわけにはいかないんですけど、より女性の土地家屋調査士が増えたらいいな、とは思っていますね。

■業務の中で大変なことは

茶山：具体的に仕事で苦勞することとかはありますか？

中園会員：私は虫かな。特に蜘蛛が…。

でも、今は虫にも慣れました。事務所の男子が虫嫌いだから、藪とか私が入ってズバズバッと草刈りしますよ。作業着だし、もう汚れる前提だと思ってるんで。

宮崎会員：私は作業服を着てると強くなった気になりますよね。実際に強くなってるかも(笑)。

茶山：立会いで大変だったこととかありますか？逆にしやすいと思うこととかは？

中園会員：やっぱり土地を所有されているご年配のおじいちゃんおばあちゃん、特におばあちゃんの一人暮らしとか結構あるんですけど、そういう時は、女性だと相手にあまり構えられない感じがしますね。



宮崎会員：そうそう。

男性の感じがわかりませんが、作業着の男性が家に訪問してきたら、警戒されたりするのかな、って思います。

中園会員：あっ、でも「おっちゃん」とかには舐められますね(笑)。役所も場合によっては事務員の女の子が来たと思われま…。

茶山：他にはなにかありますか？

宮崎会員：すごいシンプルで、そもそもの技術の問題なんですけど、プラスチック杭を入れるのはめっちゃくちゃ苦手です。

中園会員：私はモルタルがとにかく重くて…。20キロとかしか売ってないし…。

■最後にそれぞれの未来像は

茶山：最後に、土地家屋調査士という仕事を選んで、今後はどういった未来像を描いていますか？

中園会員：私は実務経験がないまま試験に受かってしまったんで、実際に事務所に入ってから実務のことが全然わかってなくて戸惑いました。立会いをして、境界確認書というものを取らないといけな…ということも知らなかったんで…。

宮崎会員：そうですね。登記申請の代理業務ですけど、イメージとは違いました。

中園会員：でも、土地家屋調査士の業務には慣れてはきました。ただ、いまだにわからないことがいっぱいあるから、「日々勉強はしないと」と思っています。今はまだ、土地家屋調査士が自分に向いてるかどうかはわかりませんが、悩みながらも頑張っていこうかなと思っています。

宮崎会員：外に出て体を動かす仕事と、事務所でのデスクワークの両方がある点に魅力を感じています。以前、服飾関係の仕事をしていたときは、ずっと室内にいるのが辛かったのですが、この仕事を始めてからは、余計にデスクワークの方がきつく感じるようになりました。外に出られるのは楽しいです。ストレスはどの仕事にもありますが、健康的に働き続けたいと思っています。

広報員 茶山 隆之(福岡会)取材・文



昨年引き続き現役登記官が登壇
現場のリアルな悩みを「法務局の目線」で紐解き、
明日の実務に生きる“確かな知見”をお届けします。

令和8年度日調連ウェブ研修会 「目で見える筆界の調査・認定事例」

～現場の悩みを法務局の目線で解決！実務に生きる確実な知見を～

複雑な境界紛争や筆界不明事例に直面した際、それをどう紐解くべきか。
本研修では、法務局が実際に重視している「調査の着眼点」と
「判断基準」を現役登記官の視点から紐解き、実務の現場で直ちに役立つ、
具体的な特定・認定の手法を解説します。

開催日 令和8年

11・13 金 受講方法：ライブ配信
13:30 - 16:30

令和7年度ウェブ研修会田中博幸講師（山口地方法務局長）との共著
さんざい出版より『目で見える筆界の調査・認定事例』を発刊予定

【講師】 富山地方法務局高岡支局長



角間隆夫氏

法務局での長年のキャリアを通じ、登記実務および
筆界特定制度の最前線で活躍。豊富な知見から導き
出される解説は極めて実践的であり、第一線で活躍
する実務家から高い評価と信頼を集めている。

著書：

『登記官からみた表題部所有者不明土地解消の実務－所有者探索のポイントと探索後の対応』
『実務で迷う 建物表題登記のポイント－土地家屋調査士の確認と登記官の判断－』



お申し込みは、manaableにて受付予定

主催：日本土地家屋調査士会連合会

manaable





筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
 Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテMap

追加料金なしで登記所備付地図※が実装

※公共座標系が対象となります

登記所備付地図を
 住宅地図に重ね合わせて閲覧可能



ブルーマップがない地域の地番特定・筆界の確認ができるので、
 すぐに土地の情報が得られて
 事前調査を省力化できます

〈モニター調査士の声〉

役所調査がラクになりました。
 (茨城土地家屋調査士会 U様)



カルテMapだけで業務に
 必要な情報が揃い、とても便利です！
 (広島県土地家屋調査士会 N様)



登記所備付地図のDXF・SIMAデータ
 ダウンロードが可能



ダウンロードしたデータをCADソフトや測量機器に取り込めるので、
 手入力・チェック作業の工程を省き、
 業務の効率化に大きく貢献できます

〈モニター調査士の声〉

公図写の作成がラクになりました。
 (茨城土地家屋調査士会 U様)



素早くデータを取得できて
 測量や図面作成に大助かりです！
 (広島県土地家屋調査士会 N様)



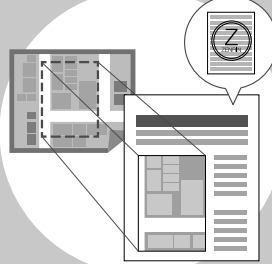
「調査士カルテ Map」でできること

現地調査前に
 必要な地図がこれ一つで



PC やタブレットでいつでも確認でき、
 資料集め・事前調査で活用できます。
 紙の地図帳とは異なり、ページの境や
 市町村境も簡単に確認できます。
 (住宅地図・ブルーマップは全国閲覧可能)

複製許諾付きの
 地図印刷ができる



対象範囲を指定の縮尺で設定し、
 簡単に地図資料を作成できます。
 地図には複製許諾証がついており、
 案内図配布や登記申請の添付資料として利用できます。

業務で便利な
 機能搭載



シーンに応じたさまざまな検索、
 SIMAデータを取り込んで基準点
 等の位置確認、距離や土地の簡
 易計測など、便利な機能を多く
 搭載しています。

全国閲覧可 月額3,960円(税込)

お申し込み月の月末まで無料期間をご用意しております

無料で利用できる期間を
 ご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



＜連合会 HP 右下の
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会

「調査士カルテ Map」問合せ窓口

(E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

「土地家屋調査士白書2026」 発刊のお知らせ

令和6年7月に発刊した『土地家屋調査士白書2024』の統計データ等を更新するとともに、土地家屋調査士及び土地家屋調査士制度に関する様々なデータを一元的に集約した、通算7冊目となる『土地家屋調査士白書2026』(A4判・両面カラー印刷)を発刊しました。本書が、土地家屋調査士制度への理解を一層深めていただくための資料として、土地家屋調査士をはじめ、多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部



「土地家屋調査士白書2026」の発刊に当たって

隔年にて発刊してまいりました「土地家屋調査士白書」も平成26年の創刊以来、本号にて7冊目を数えるに至りましたが、この間、特に近年においては、相続登記の申請義務化や相続土地国庫帰属制度の施行、そして、本年4月1日から施行された住所等の変更登記の申請義務化など、国民生活に深く関わる制度が相次いで大きく変革しております。これらに伴い、土地家屋調査士を取り巻く環境も、急速な変化の渦中にあります。相続登記の申請義務化に関連し、土地家屋調査士業務である表示に関する登記の相談や依頼形態にも変化が認められ、全ての土地家屋調査士会員は、この環境を的確に把握し、改革の成果を広く社会に還元していくことが求められているところです。

また、頻発する自然災害への備えとして、平時から危機管理意識を共有し、備えを怠ることなく、安定した国民生活を支える体制を確立することが、全ての土地家屋調査士の責務であると考えています。これらの災害対応とともに、国策として推進されるデジタル化をはじめ、社会構造や価値観の変化に機動的に対応するためにも、本白書の継続的発刊は、資格者と国民生活をつなぐ真の原動力になると確信しているところです。

同時に、会員一人一人が土地家屋調査士としての職責を自覚し、制度の歴史的背景と最新情報を共有することにより、「意識の共有」を図り「方向性の共有」から更に「行動の共有」へと深化させ、土地家屋調査士制度を国民生活との調和に結び付けるためにも、多種多様なデータを収集しつつ蓄積し、適切な整理と的確な分析を行うことこそが、専門資格者としての存在意義であり、生命線だと考えています。つまり、本白書において編纂されたデータを基に私たちの能力を生かした社会貢献の在り方と方策を模索し続けることは、資格者として必然であります。

なお、今回の白書編集における特集企画として、公益社団法人日本測量協会・清水英範会長及び日本大学理工学部・佐田達典教授、更には法務省民事局民事第二課・井手英樹地図企画官に当職も加わり、「国家座標による筆界の可視化に挑む土地家屋調査士一筆界の可視化が映し出す職能の価値と社会的使命」と題した座談会の内容を掲載しています。次世代の社会基盤として「座標」を捉え、私たちが進むべき道を議論展開しているところであり、「土地家屋調査士白書2026」が、多くの皆様と土地家屋調査士を結ぶ架け橋として、また、隣接法律専門職として土地家屋調査士の未来地図を思い描く一助となれば幸いです。

最後に、本白書の編集に当たり、法務省、国土交通省、最高裁判所、株式会社不動産経済研究所をはじめ関係団体及び各土地家屋調査士会の皆様には、数多くの貴重なデータの提供等ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。

令和8年7月

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

実勢や取り巻く環境について収録した、貴重な資料



土地家屋調査士白書 2026

日本土地家屋調査士会連合会 編

2026年8月刊 A4判 152頁 定価2,090円(本体1,900円) → 特価1,880円(税込)

- 土地家屋調査士及び土地家屋調査士会に関する様々な統計データを一元的に集約。
- 制度広報や、将来の展望に際しての統計集としても活用できる。
- 特集「国家座標による筆界の可視化に挑む土地家屋調査士—筆界の可視化が映し出す職能の価値と社会的使命—」では、公図と世界測地系に基づいた地図が混在する現状に対して進むべき道を、さまざまな分野から語り合う。

特集 国家座標による筆界の可視化に挑む土地家屋調査士

—筆界の可視化が映し出す職能の価値と社会的使命—

登壇者（発言順／肩書きについては座談会当時のものを使用）

岡田潤一郎氏（日本土地家屋調査士会連合会 会長）

清水 英範氏（公益社団法人日本測量協会 会長／東京大学 名誉教授）

佐田 達典氏（日本大学理工学部 交通システム工学科 教授）

井手 英樹氏（法務省 民事局 民事第二課 地図企画官）

吉崎 英司氏（日本土地家屋調査士会連合会 常任理事・広報部長）

第1章 安心して暮らせる社会の実現を目指す

- 1 狭あい道路の解消と土地家屋調査士
- 2 不動産の相続（相続登記の申請の義務化、相続土地国庫帰属制度等）に関する大変革と所有者不明土地問題に向き合う土地家屋調査士
- 3 災害と向き合う土地家屋調査士
- 4 土地家屋調査士制度の啓発活動

第2章 境界紛争のない社会を目指す

- 1 土地家屋調査士の使命～土地の筆界を明らかにする専門家として～
- 2 国際地籍シンポジウムの開催と今後
- 3 日本地籍学会
- 4 土地の筆界に関する「地域の慣習（地図等の歴史的資料類）」の研究
- 5 土地家屋調査士ADRセンター
- 6 筆界特定制度と土地家屋調査士の関わり
- 7 土地家屋調査士の司法参加

第3章 不動産に関する権利の明確化に寄与する

- 1 不動産登記事件数の推移

- 2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移
- 3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移
- 4 土地家屋調査士とオンライン登記申請
- 5 登記申請を伴わない調査・測量業務の件数の推移
- 6 公共嘱託登記
- 7 法務局地図作成事業

第4章 研究、研鑽し、発信する

- 1 土地家屋調査士総合研究所について
- 2 土地家屋調査士特別研修とADR認定土地家屋調査士
- 3 土地家屋調査士新人研修
- 4 土地家屋調査士年次研修
- 5 土地家屋調査士会による研修会
- 6 研修管理システムによる土地家屋調査士の研修の充実化
- 7 土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士CPD）制度

第5章 日本全国、あなたの近くの土地家屋調査士

- 1 全国の土地家屋調査士会
- 2 全国の土地家屋調査士人口

- 3 土地家屋調査士試験受験者数、合格者数及び合格率等

- 4 都道府県別人口と各法律専門職等士業人口
- 5 各都道府県における土地家屋調査士（法人含む）事務所の補助者について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会の組織について
- 7 土地家屋調査士賠償責任保険
- 8 大規模災害対策基金
- 9 土地家屋調査士政治連盟の進化と役割

第6章 土地家屋調査士自らを省みる

- 1 土地家屋調査士の登録
- 2 懲戒処分

第7章 土地家屋調査士が歩み続けた道

- 1 土地家屋調査士制度の誕生
- 2 日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに土地家屋調査士制度及び不動産登記制度の変遷

参考資料 国土交通省発表「土地白書」から

特別価格・送料当社負担 書籍注文書 ご注文締切 2026年 9月30日(水) 必着

お届け 確認後、4～5営業日で、郵送または宅配にて出荷します(国内限り)。※在庫が無い場合は、少々お時間を頂きます。

ご注文 FAX.03-6835-7003 本枠内を記入し、当社に送信ください。

お支払 商品に同封の振込用紙をご利用ください(振込手数料は当社負担)。

下記コードまたはURLからでも特別価格・送料当社負担にてご注文いただけます！
<https://forms.gle/EUs4ENAX4Gg7ExKd7>



書名	特価(税込)	部数
土地家屋調査士白書2026	1,880円	部
51008 8調白		

■ご注文日 年 月 日

販促コード：205349

フリガナ	TEL
お名前	FAX
ご住所 〒	通信欄

※ご記入いただいた個人情報、商品の発送、お支払いの確認などの連絡および当社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。



日本加除出版

〒112-8544 東京都文京区関口2丁目3番3号 目白坂STビル2階・3階 www.kajo.co.jp
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)6835-7003 X(旧Twitter):@nihonkajo

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



7月16日
～8月15日

水道橋から南へ一駅行くと神保町に到着することは、以前にも紹介した。そのまま神保町の書店街を横目に見て、スポーツ用品街を過ぎ、東へドンドン歩いていくと、秋葉原の電気街の一角が見えてくる。もっと進んでいくと浅草橋という町に着く。さらに、後ろを振り返らずに歩き続けると、両国橋の袂に辿り着いた。武蔵の国と下総の国にまたがっていたことから「両国橋」と名付けられたことは知っていたが、自分の足で渡ってみると、意外に大きな橋である。下には東京湾に流れ込む直前の隅田川が悠然と流れており、橋の向こうからは、近くに構える相撲部屋の若衆の浴衣姿が目に入ってくる。こうして片道約45分の早朝散策を引き返し、水道橋の土地家屋調査士会館へ向かう。

7月

16日 推薦書の手交(法政大学大学院社会人入試)

当会報2025年11月号で紹介した、法政大学大学院法律学専攻修士課程の社会人入試に応募される会員に対して、連合会長として推薦書を手交させていた。しっかりと未来を見据えている彼女のその目に、土地家屋調査士制度の明日を垣間見たような感じがする。

17日 日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会 第70回定例協議会

今年の近畿ブロック協議会総会は、祇園祭が挙行されている最中の京都市での開催である。猛烈な暑さの中、会場に向かう。多くの近畿ブロック協議会所属会員のお話を伺うと同時に、来賓の方々とも制度環境を取り巻く情報交換をさせていただいた。

22日 愛知県土地家屋調査士会 令和8年度第1回定例研修会

愛知会の研修会として、今瀬勉岐阜会会長による「土地家屋調査士とAI」をテーマとした研修会が開催さ

れるとの案内をいただき、北村副会長と共に参加。人工知能に対するリテラシーの重要性を再確認するとともに、資格者として「人間力を磨き続ける」ことを忘れてはならないと確信した。

22日 日本公認会計士協会 第59回定期総会懇親会
名古屋市からそのまま新幹線で日本公認会計士協会の総会懇親会の会場である帝国ホテルに向かう。南会長をはじめ、多くの役員の方々及び出席者の皆さんに挨拶をさせていただいた。

23日 日本税理士会連合会 第70回定期総会懇親会
日本税理士会連合会の総会懇親会も、東京内幸町の帝国ホテルで開催される。太田会長に日頃のご厚情に対して感謝をお伝えするとともに、旧知の先生方とも情報交換をさせていただいた。

24日 日本土地家屋調査士会連合会四国ブロック協議会 令和8年度定時総会

私自身が所属する四国ブロック協議会の総会に出席するため、香川県高松市に向かう。地元ではあるが、例年、他のブロック協議会の総会と日程が重なる等して、四国ブロック協議会の総会には7年ぶりの出席となる。馴染みの皆さんが笑顔で迎えてくださり、実家に帰るような感覚で会場に入らせていただいた。

29日 「土地家屋調査士制度発祥の地・記念碑」の清掃活動

長野県松本市には「土地家屋調査士制度発祥の地・記念碑」が建立されており、この度、地元の中信支部の皆さんが、周年事業の一環として大掛かりな清掃活動とメディア取材を企画されたと案内を頂戴し、特急あずさで信州・松本に向かう。田口長野会会長の陣頭指揮の下、整然と対応される皆さんに感動しつつ、記念碑の由来等に関して私からも説明。平成6年10月に建立して32年が経過しようとしているが、支部会員の皆さんが毎年5月から11月までの間、交代で清掃と管理を続けていただいていることに心から感謝をお伝えした。

30日 第1回登録審査会

日本土地家屋調査士会連合会会則に基づき、登録審査会を開催し、審査案件に関して審議を行う。

8月

1日 日本地籍学会 令和8年度総会及び研究発表会

昨年、地籍問題研究会から日本地籍学会としての活動がスタートしたところであるが、本年度の学会総会と研究発表会が千葉県浦安市の明海大学浦安キャンパスにおいて開催された。学会役員の先生方と事務局を含めた皆さん、出席された方々に挨拶とともに今後の活動等に関して意見交換をさせていただいた。

5日 法務省民事局民事第二課局付の着任挨拶

今般、法務省民事局民事第二課に赴任された局付が来訪され、全ての副会長・専務理事・常務理事・総務部長と共に挨拶をさせていただいた。

5日 第6回正副会長会議

正副会長会議を開催し、懸案事項と喫緊の課題等を整理し、共有したところである。

5、6日 第2回理事会

定時総会后、初となる理事会を招集。現在の執行部として折り返しを過ぎたが、土地家屋調査士制度を国民生活の安心・安全につなげることを念頭に活動すべく、全役員の力を結集することを確認。

6日 全国国土調査協会 第65回定時総会

全国国土調査協会の定時総会に来賓として出席。セレモニーも挙行され、表彰された皆さんに祝意をお伝えさせていただいた。

7月

22日、23日

○第4回業務部会

＜協議事項＞

- 1 法務省地図XMLデータに基づく不動産登記法第14条第4項地図街区単位修正事業について
- 2 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 3 確認済証等の電子化に伴う所有権証明情報の実務上の取扱いについて
- 4 筆界確認図の社会的浸透を図るための広報活動について
- 5 越境物に関する覚書について
- 6 登記基準点について
- 7 調査士カルテ Map について

29日、30日

○令和8年度こども霞が関見学デー

○第2回研修部会

＜協議事項＞

- 1 専門職能継続学習の運用
- 2 義務研修の実施・検討
- 3 eラーニングの拡充・整備と運用
- 4 研修体系及び研修の充実の検討
- 5 研修部が管理するシステムの運用・整備
- 6 土地家屋調査士特別研修の受講者拡大に向けた取組
- 7 研修調査アンケートの実施
- 8 義務研修運営委員の組成
- 9 研修ポータルサイトについて

○令和8年度土地家屋調査士新人研修の運営等に係る説明会(電子会議)

30日

○第1回登録審査会

8月

3日、4日

○第2回日調連ADRセンター会議

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士会「境界問題相談センター」規則モデルの一部改正(案)について
- 2 実用型ODRのマニュアル(案)について
- 3 ADRセンター担当者会同の開催について

4 ADR運営報告書について

5日

○第6回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 第2回理事会審議事項及び協議事項の対応について

5日、6日

○第2回理事会

＜審議事項＞

- 1 令和9年春の叙勲及び褒章候補者の推薦について
- 2 各種委員会委員等の選任について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会各種委員会規則の一部改正(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)等について

＜協議事項＞

- 1 各土地家屋調査士会への事業助成について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則第2条に規定する役員及び予備監事の数並びに同規則第2条の2に規定する理事、監事及び予備監事の候補者の数等について
- 4 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録事務における手数料について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程の見直しについて
- 6 土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
- 7 土地家屋調査士新人研修実施要領の一部改正(案)について
- 8 土地家屋調査士会「境界問題相談センター」規則モデルの一部改正(案)について
- 9 境界の確認を目的とする所有者不明土地管理制度における土地家屋調査士活用のパンフレット(案)について
- 10 令和8年度第1回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 11 令和8年度第1回全国会長会議の運営等について

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標 題
7月17日	第83回定時総会への出席に係る費用助成等について(連絡)
7月21日	申請用総合ソフトのバージョンアップ(9.2A→9.3A)等について(お知らせ)
7月21日	土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査の結果について(参考送付)
7月21日	「経済財政運営と改革の基本方針2026」「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する！～」(いわゆる骨太の方針2026)の公表について(お知らせ)
7月29日	令和8年熊本地震の影響による熊本地方法務局本局、宇土支局及び八代支局における窓口業務等の一時縮小又は一時休止について(お知らせ)
7月29日	国土地理院ウェブサイトにおける令和8年熊本地震に関する情報について(お知らせ)
7月31日	令和8年熊本地震の被災に係る対策について
7月31日	令和8年度「土地家屋調査士制度PRポスター」の配布について(お知らせ)
7月31日	登記・供託オンライン申請システムのサービス利用時間拡大時間帯における申請滞留時の対応について(お知らせとお願い)
8月3日	令和8年(2026年)熊本地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について(通知)
8月4日	第21回土地家屋調査士特別研修教材Ⅱの正誤表の配布について(お願い)
8月12日	令和8年熊本地震により登記の申請をすべき期間に登記の申請ができなかった場合について(お知らせ)
8月13日	日本土地家屋調査士会連合会諸規則等の一部改正について(通知)
8月14日	日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則第17条第2項に規定する会員証の様式改正に伴う戸籍謄本等職務上請求書の記載について
8月14日	令和8年(2026年)熊本地震に伴う地図証明書及び地図情報への付記について(お知らせ)

土地家屋調査士名簿の登録関係

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者、登録の取消しをした者及びADR認定土地家屋調査士の登録をした者を次のとおり掲載する。

登録

令和8年7月1日付け

東京 8491 岡 大輔
東京 8492 鈴木 秀男
東京 8493 徳谷 侑亮
大阪 3541 池田 真照
大阪 3542 小田 隆太
兵庫 2621 松元 卓也
岐阜 1344 小泉 寛斗
福井 469 齋藤 圭介
岡山 1446 川端 将広
熊本 1269 高本 洋一
沖縄 550 島袋 貴明
福島 1547 河野 史隆
福島 1548 大津 興一

令和8年7月10日付け

東京 8494 高橋 由衣
埼玉 2870 新井 大輔
埼玉 2871 八木 春樹
新潟 2261 渡部 達也
福井 470 大槻 友弘
大分 878 首藤 真央
鹿児島 1142 池田 洋平

令和8年7月21日付け

東京 8496 杉寄 翔
大阪 3544 深山 航介

登録取消し

令和4年2月22日付け

東京 1353 植木 正夫

令和7年9月6日付け

千葉 1771 最首 猛

令和8年2月8日付け

千葉 2289 福田 健

令和8年4月16日付け

神奈川 1410 小山成次郎

令和8年5月2日付け

島根 483 吉田 順道

令和8年5月10日付け

東京 6186 古山 峰生

令和8年5月20日付け

東京 6405 逸見 一夫

令和8年5月26日付け

東京 7697 小林 義昌

令和8年5月28日付け

大阪 2357 太村 孝江

令和8年6月2日付け

岐阜 898 山下 健

令和8年6月6日付け

山形 873 高橋 夢

令和8年6月19日付け

宮城 659 佐竹 幸三

令和8年6月23日付け

富山 274 石丸 昭榮

令和8年7月1日付け

東京 3321 堀口修一郎
東京 5506 石瀬 正敬
東京 6459 植松 正良
埼玉 1560 新井 敏夫
茨城 1136 打越 正恭
群馬 669 石原 光男
大阪 3048 岩本 利之
広島 1267 瀬戸 一清
福岡 1782 萩本興太郎
福岡 1857 竹内 稔
福岡 2350 平山 英一
鹿児島 944 吉永 勉
福島 1254 斉藤 浩一
旭川 277 沢目 明範

令和8年7月10日付け

東京 6742 黒岡 宏祐

神奈川 2876 西山 啓示
埼玉 1769 平沼 昌彦
埼玉 2404 岩田 幸子
千葉 1128 新行内國雄
京都 920 藤尾 学
愛知 1962 土屋 幸三
三重 760 鈴木 勝吉
岐阜 589 廣瀬 泰三
富山 540 武島 正
福岡 1374 仲上 和義
福岡 1376 工藤 隆次
福岡 1515 岡 英次
佐賀 457 吉牟田清二郎
岩手 919 新妻 守男
札幌 1128 飯田 雄司
徳島 392 谷 一秋

令和8年7月15日付け

栃木 702 東野 勝一

令和8年7月21日付け

神奈川 3254 牧島 健
神奈川 3269 須川 達裕
山口 826 川井久二夫
岡山 1422 森田 朋憲

ADR認定土地家屋調査士の登録

令和8年7月1日付け

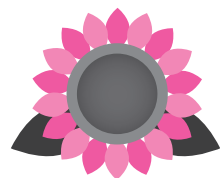
東京 8203 平沼 大吉
東京 8464 板垣 改
千葉 2187 小野 浩
千葉 2263 仲野 俊之

令和8年7月10日付け

静岡 1888 米澤 裕嗣
岐阜 1326 高橋 厚士

ち ょ う さ し 俳 壇

第496回



「阿波踊」

深谷 健吾

妙齡は連の先鋒阿波踊
里山の水になじみて心太
風鈴の音色分け合ふ両隣
峰雲と峰を競ひて穂高岳

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

夏の夜や逝きたる友を語り合ふ
老いて尚樂しき日々や麦藁帽
肩書も名譽も過去や羽拔鶏
認定は要支援なり蝸牛

茨城 中原ひそむ

誰にでも尾を振る仔犬秋近し
他愛なき話にはずむかき水
宵闇に星を返して花火果つ
思い出せぬ易しき漢字深む秋

兵庫 小林 昌三

補聴器を使ひ始めむ蟬しぐれ
向日葵や隠れし子らを探す親

山口 久保真珠美

解体の瓦礫の山や西日差し
掘りたての新玉葱の並べ売り

鹿児島 田代 悦哉

菜の花や蒼天高しさつま富士
山城の竹を伐る爺夢桜

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

肩書も名譽も過去や羽拔鶏

「羽拔鶏」は、夏の季語。換羽期の鳥のこと。多くの鳥類は、繁殖期の終わった夏から秋にかけて全身の羽毛が抜け換わる。大抵の鳥がみすばらしく見えて滑稽であるが、また侘しい感じもする。鶏舎に行くとおびただしく羽が散っていることがある。現役時代には、肩書があつたり、名譽なこともあつたりするが、退職すればそれもこれも過去となるのが人生だと思う。季語の羽拔鶏を使つての擬人化が効果的な見事な一句である。

中原ひそむ

誰にでも尾を振る仔犬秋近し

「秋近し」は、夏の季語。夏も終わりに近づくと、どこことなく秋の近いことを感じる。酷暑にあえいだ後だけに、清澄な秋を待ちわびる心持ちはひとしおである。酷暑の期間には、人間と同じで仔犬も尾を振る元氣も氣力もなくなるのであろう。「秋近し」の頃になると、誰にでも尾を振る普段の可愛い仔犬になって来るのである。毎日、仔犬に接している情景を素直に詠みこんだ佳句である。

小林 昌三

向日葵や隠れし子らを探す親

「向日葵」は、夏の季語。盛夏、茎頂又は枝頭に巨大な頭状花を横向きに開く。高さは二〜三メートルになる。庭先に二、三本

植えられた向日葵だけでなく、一面の向日葵畑が詠まれることがある。夏休みになったお子さんに頼まれて、向日葵畑へ一家で行くこととなった。広大な一面の向日葵畑とその高さにびっくり。早速、親子に分かれて「鬼ごっこ」が始まる。見事な畑の向日葵を見て、家族で遊んで、帰りには皆で食事をして楽しいひと日となり、ほのぼの家族の夏休みの思い出作りの佳句である。

久保真珠美

掘りたての新玉葱の並べ売り

「玉葱」は、夏の季語。玉葱は地下の鱗茎が球形になった部分を食用とし夏に収穫する。日本には、明治初年渡来した。日陰に干された保存用の皮付きの玉葱が一般的である。「新玉葱」とは、白っぽくて水分が多く辛味が少なく生食に向いている。収穫後に乾燥せずに出荷されるみずみずしい玉葱のこと。辛味が少なく柔らかいため水にさらさず生でサラダにして美味しく食べられる。提句は、野菜売り場で旬材になる新発見の「新玉葱」を眼目とした佳句である。

田代 悦哉

菜の花や蒼天高しさつま富士

「菜の花」は、「春」の季語。菜種油をとるために栽培される由菜の花で、黄色の四枚の花弁が十字形についている。『薩摩半島南端に聳える開聞岳は春の菜の花と青空とコラボした景色』との説明文の添書がありました。

地名散歩

第175回 鎧と兜に長刀、それらを収納する箆筒も

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

王子駅(東京都北区)と姫駅(岐阜県多治見市)、前後(愛知県豊明市)と左右(福井県越前町)。駅名や地名の「ペア」としてよく挙げられる例であるが、鎧駅よろいと兜駅かぶとのペアもある。

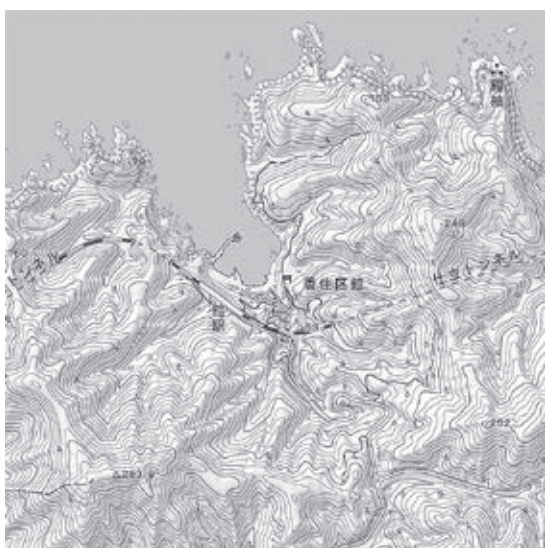
このうち、鎧駅は兵庫県の日本海側を走る山陰本線の駅(兵庫県香美町)で、隣が有名な余部橋梁あまのへのある余部駅だ。山地が海に迫った険しい地形をいくつものトンネルでくぐる区間の入江に面した集落にあり、令和2年(2020)の国勢調査時点では50世帯152人が暮らす。昭和35年(1960)には74世帯342人だったので、人口は60年で半減以下となった。

『角川日本地名大辞典』によれば、鎧という地名の由来は崇神天皇の時代、彦坐命ひこいませのみことが丹波の賊・陸耳御笠を伊伎佐の海(余部)で平定した際に、彦坐命の甲冑が鳴動して光を発した

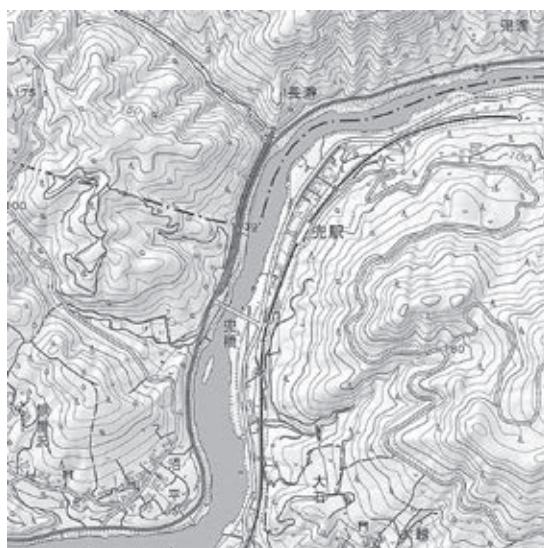
ことからその地を鎧ヶ浦と名付けた(余部更正史)と伝えられている。

一帯は岩場が切り立つ険しい海岸線が続くところで、中でも昭和13年(1938)に国の天然記念物に指定された大きな岩壁である「鎧の袖」は高さ65メートル、地層中にマグマが貫入して冷え固まった際に、縦方向の割れ目と横方向の割れ目の様子が鎧の「緘」おどしのように見えることから命名されたという。地名もこちらが先と考えた方が自然かもしれない。もともと「英雄譚」に仕立てて地名を権威づける手法は、昔からよく用いられてきた。

もうひとつの兜駅(福島県伊達市舟生)は、阿武隈川に沿って走る阿武隈急行線の駅で、対岸は宮城県丸森町である。兜は所在地の地名ではなく、どうやら渡船の名前らしい。『消



兵庫県の日本海側、険しい海岸線に面した山陰本線鎧駅と香住区鎧の集落。このすぐ西側に有名な余部橋梁(高さ41.5m)がある。「地理院地図」令和8年(2026)8月7日取得



福島県の阿武隈川沿いを走る阿武隈急行線の兜駅(伊達市)。兜の渡船が廃止された後に架けられた兜橋が対岸を結ぶ。図の北側は宮城県丸森町。「地理院地図」左図と同日に取得

えていく渡し船』(水の原社)という本には、「本村^{やながわ}梁川街道兜渡場上方一丁半、大坊木源の河中に在り岩石の形、兜に似たり。兜渡の地名これによりたりと云う」という一節が引用されている(出典は不明)。こちらにも兜に似た岩が由来のようだ。この渡し場は昭和55年(1980)10月29日の閉船式をもって廃止となり、現在の兜橋が開通した。

兜のつく地名として最も有名なのが東京の日本橋兜町だろう。ここには東京証券取引所があり、一帯に証券会社が目立つことから「日本のウォール街」などと呼ばれる。町名の由来については、日本橋川に面した兜神社の位置にかつて兜塚があり、源義家が奥州征伐から凱旋した際に神仏の加護を祈って自分の兜で塚を築いた、または平将門が兜を埋めたなどの諸説がある。いずれにせよ武家地のため明治に入って付けられた町名だ。

かつては字が異なる^{かぶと}甲駅があった。平成17年(2005)に廃止された、のと鉄道能登線の駅である。昭和34年(1959)に開業した比較的新しい区間で、ブロック積みの立派な駅舎が今も残っている。旧国鉄能登線時代は急行の停車駅だったが、開通から半世紀も経たずに廃止された。当地は、江戸時代から^{ふげし}鳳至郡甲村で、明治町村制で^{かなみ}曾良村、鹿波村、山中村と合併した際に兜村大字甲となった。地名の由来としては、湾に突き出す^{まる}円山(別名大山。標高67メートル)上に式内社と伝えられる^か加夫刀比古神社が鎮座しており、その山の形が兜に似ていることによるという。

兜形の山といえば、兵庫県西宮市にはその名も^{かぶとやま}甲山(309メートル)がある。輝石安山岩から成っていることと、そのお椀を伏せたような容貌から、長らく溶岩円頂丘とされてき

た。ところが、戦後の研究で「火山岩頸^{がんけい}」であることが明らかになっている。これは、長年にわたる山体の侵食により、マグマが上昇した際の硬い火道が「芯」として残った地形だ。有名なところでは、香川県の飯野山(讃岐富士)が知られている。

長刀^{なぎなた}のつく地名もある。京都市下京区の長刀鉾町は祇園祭の山鉾の頭に三条小鍛冶宗近作の長刀を立てることに由来する江戸期からの町名だ。実際の刃物ではなく長刀(薙刀)の形状に注目したものが岐阜市の加納^{なぎなたぼり}長刀堀である。加納城の西側に位置する外堀で、この堀が長刀の形をしていることから命名されたという。実際に地図を見ればわずかに湾曲した形がまさに長刀の柄と刀身のラインそっくりで、明治期の図を見ればそれがよくわかる。ちょうど長良川の扇状地の末端に位置して湧水が多いことから、大正11年(1922)にはその湧水を利用して近くの加納小学校に日本最初のプールが作られたという。

鎧や兜など武具を掌る人たちが住んだのが^{たんすまち}簗笥町だ。現役地名としては東京都新宿区の簗笥町であるが、ここは天正19年(1591)に徳川家康が鷹狩りの際に「鉄炮玉薬組」に屋敷地を与えたことが由来である。江戸にはこの牛込簗笥町の他に^{したや}下谷簗笥町(台東区根岸の一部)、四谷簗笥町(新宿区四谷三栄町の一部)、麻布簗笥町(港区六本木の一部)の3か所があったが現在は失われている。

このうち下谷簗笥町は「御鉄砲御簗笥奉行の組同心金井吉次郎などの役宅」、麻布御簗笥町は「御簗笥奉行所属の同心20人に与えられた拝領屋敷」といった由来が伝わっている。もっぱら衣類を収納する現代語のタンスとは役割がまったく違うのだ。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

国民年金基金

— 先輩からのメッセージ —

「あの言葉」

奈良会 松下 光一

私は昭和44年生まれ、現在は57歳です。

国民年金基金を始めるきっかけは、父が土地家屋調査士だったことです。当時は「土地家屋調査士国民年金基金」でしたが、父から勧められて、というか「これ絶対入るとき」(奈良弁)という感じで、半強制的に……。当時、妻からすると、収入から掛金分を差し引いたものになるわけですから、「なんなのそれ？」って感じで……。私自身も方向性が定まらないまま、勢いで始めたように記憶しています。

制度についてはご存じの方も多いと思いますが、全国国民年金基金の掛金は、支払った全額が「社会保険料控除」の対象となり、課税所得からその金額がそのまま差し引かれるため、所得税および住民税の負担を大幅に軽減できるなどのメリットがあり、会社員と同じように、公的な年金を上乗せできる制度です。詳しいことはホームページなどで見ていただくとして、私が全国国民年金基金のことをどのように思っているかを、このあと書きたいと思います。

私が始めた平成11年当時は、全国国民年金基金は「土地家屋調査士国民年金基金」という名称でした。

父は、私が土地家屋調査士に登録した平成10年当時、奈良会の会長をしており、その頃から「会員のために良い制度だから」と、事あるごとに周囲に勧めていたのを覚えています。その後、父は連合会の財務部長にもなり、役員として、又先輩として、多くの方に国民年金基金を勧めていたと思います。

そんな父も国民年金基金に入っていましたが、それほど多くない掛金だったため、私には「しっかり掛けさせた方が良い」と思ったのでしょう。この基金はコツコツ掛けるのが良いのであって、父が「もっと掛けておけばよかった」と思ったときには遅かったのだと思います。でも、若いときはなかなか基金にお金を回す気にはなれないものですよね。

しかしですよ、今となっては、天国で楽しくゴルフをしているであろう父に、ものすごく感謝してい

るのです。上限に近い掛金でしたので、65歳からは妻の分と合わせて結構な金額の年金を、生きている間はずっと受け取れるのです。これまで妻には苦勞をかけたましたが、65歳以降もある程度仕事をしていれば、子どもたちに残してあげるお金を貯めることもできるかもしれません。

私は今57歳で、下の子が今年就職しましたので、学費などの支払いもなくなり、少し楽になりました。さらに、60歳で国民年金基金の払い込みが終わるため、そこでもまた一息つけます。

60歳が楽しみ。65歳が待ち遠しい。人生の終盤に近づくというのに、なぜこんなに待ち遠しいのか。

当たり前ですが、お金はやっぱり、あれば安心、なければ不安になります。我々の仕事は、お金が入ってくるのが不定期で、お金が入ってこない時期もあり、補助者への給料の支払いに悩んだり、役員になって事務所を空けると収入の不安に襲われたりと、精神的に苦しい経験をされた方もおられると思います。

そう思うとですよ、60歳まで払い込めば、そして65歳になれば、お金に関しては「ゴー——ール！！」と思えるんですよ。もうよっぽどのことがない限り、お金のことは考えなくてよくなるであろうから。

どうですか！？基金を始めてみようと思いませんか。私は心からお勧めします。

いや「これ絶対入るとき」！！

父からの「あの言葉」を、心を込めてあなたに贈ります。



国民年金基金 のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —



国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

● 国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の
「**公的な年金制度**」です。

国民年金基金のおすすめポイント ～税優遇を活かして老後に備える～

1 税制上の優遇措置

- 掛金** 掛金は全額社会保険料控除の対象となり所得税、住民税が軽減されます。
(掛金上限額(816,000円/年)まで控除対象)
- 年金** 受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。
- 遺族一時金** 遺族一時金は全額が非課税となります。

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた「**終身年金**」が基本です。

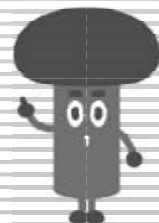
3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

国民年金基金に加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方

キャンペーン実施中!
8～10月ご加入の方に
クオカード1,000円進呈!



重要 本年分の税控除をご希望の方は、10月15日(必着)までに加入申出書提出が必要です!

お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント

HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます!





研修管理システム

「manaable (マナブル)」の利用登録



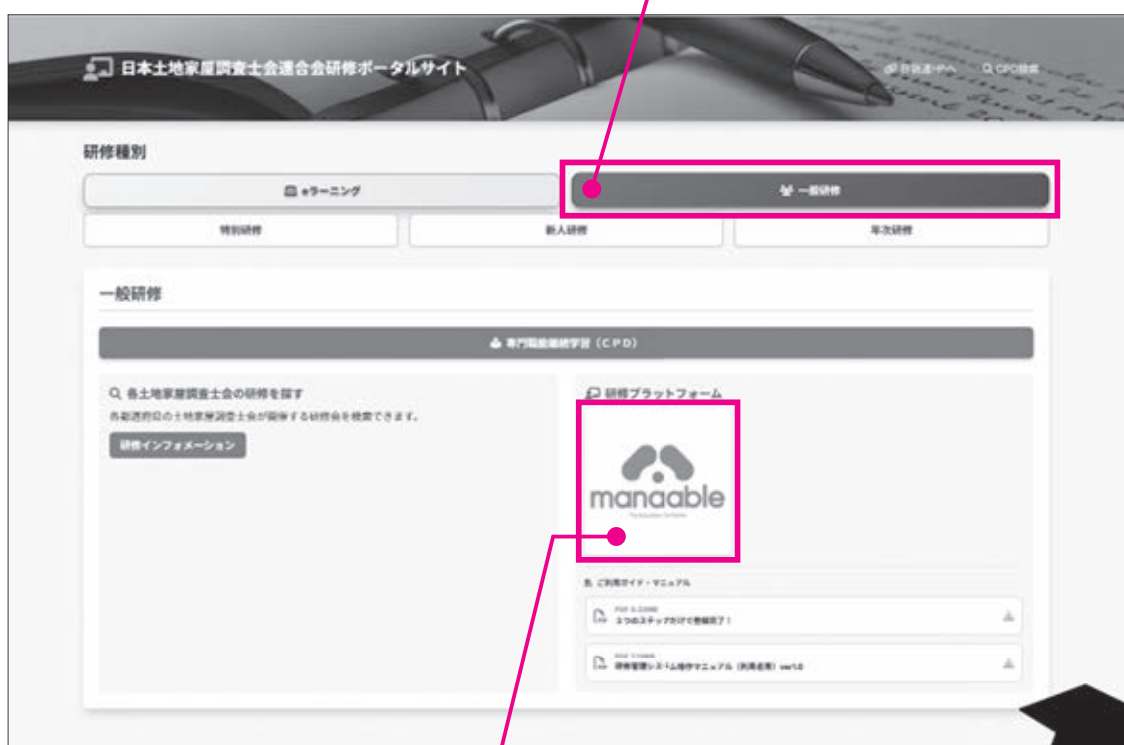
日本土地家屋調査士会連合会では、令和6年10月22日から研修管理システム「manaable (マナブル)」を導入しています。研修受講申込・受講管理・eラーニング視聴等に必要となりますので、是非利用登録をしてください。

manaableの利用登録は、下記のURL（当連合会ウェブサイトにある研修ポータルサイト）へ移動していただき、一般研修からmanaableのアイコンを選択すると登録できます。

https://www.chosashi.or.jp/kenshu_portal/portal.html

また、次ページの二次元バーコードからも登録可能です。

①一般研修を選択してください。



②こちらのアイコンをクリックし、新規登録から利用登録してください。



3 つのステップだけで登録完了！

ステップ 1

土地家屋調査士会員の方は、ご自身のメールアドレス、生年月日、所属会及び登録番号を入力してください。

会員情報と照合し、承認となればログインすることができます。

⚠ 土地家屋調査士会員以外の方は、ご自身のメールアドレスのみでログインが可能です。

⚠ 本登録において複数のメールアドレスの登録はできません。

Webメール(Gmail / Yahoo! / Outlook / iCloudなど)の登録を推奨します。



ステップ 2



日本土地家屋調査士会連合会 <no-reply@manaable.com>
To info+senda

「本登録手続き」のご依頼をいただき、ありがとうございます。

メールに届いた枠内のリンクをクリックして、本登録手続の画面に遷移します。

⚠ 本登録手続きのリンクは有効期限が24時間になっています。

下記のリンクから本登録手続きをお願いします。

https://chosashi.manaable.com/signupform?type=ORG&token=96b3216d48e42d5e801b9f3d820d321a&email=info%2Bsenda%40manaable.com&member_id=46f3405f-b71c-49w9-b06c-491549b677b3

※リンクの期限が切れている場合は再度本登録手続きをお願いします。

※本メールにお心あたりのない場合は、お手数ですが本メールを破棄してください。情報は登録されませんのでご安心ください。

※本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

日本土地家屋調査士会連合会



ステップ 3

本登録画面で登録して完了！

本登録画面で補足の情報やパスワードを入力し登録が完了となります。

編集後記

初秋の候、まだ残暑の厳しい日もございますが、朝夕には少しずつ秋の気配を感じる頃となりました。会員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

本号で新たにご紹介する「Open-Hinata3」は、登記所備付地図や航空写真など、さまざまな地理情報を重ね合わせて表示できるGIS（Geographic Information System：地理情報システム）です。土地家屋調査士の調査業務にも活用できる便利なツールであり、日頃から業務で利用されている方もいらっしゃると思います。また、これまで利用する機会はなかったものの、興味を持たれていた方も多いのではないのでしょうか。

保護司として活動されている土地家屋調査士の記事からは、専門職としての知識や技術だけではなく、一人の地域住民として社会に貢献する姿を知ることができました。土地家屋調査士の活躍の場は、測量や登記の現場だけに限らないことを改めて感じます。

さらに、第8回国際建設・測量展(CSPI2026)や第11回Japan Drone 2026の記事では、測量・建設分野における技術革新のスピードを実感しました。新しい機器や技術が次々と登場し、私たちの業務を取り巻く環境は確実に変化しています。

技術が進化しても、土地の境界を明らかにし、人と人との間にある権利関係を整理するという、私たちの根本的な役割は変わりません。だからこそ、新しい技術を積極的に取り入れながらも、専門家としての判断力や責任、そして人と向き合う姿勢を大切にしていきたいと思っています。

実りの秋を迎えるこの季節、私たちの仕事もまた、一つひとつの経験を積み重ねながら、より豊かな実を結んでいくことを願っています。本号が、全国の会員の皆様にとって新たな発見や学びにつながり、日々の業務を考えるきっかけとなれば、編集に携わる者として幸いです。

広報部理事 岡林 友紀(高知会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社